

6 商工観光労働部

局	課	分掌事務	知事決裁 事項	部（公室） 長専決事 項	部内局長 専決事項	課（センタ ー）長専決 事項	備考欄 に定め る役付 職員専 決事項	備考
	商工政策課	1 商工業施策の企画調整に関すること。			1 商工業施策の企画調整に関すること。			
		2 自転車競技法（昭和23年法律第209号）の施行に関すること。						
		3 大阪事務所及び福岡事務所に関すること。						
		4 商工観光労働部長室に関すること。						
商工労働局	商工振興金融課	1 商業に係る中小企業振興対策の基本的な事項に関すること。	1 商業に係る中小企業施策の決定に関すること。		1 商業に係る中小企業振興の事業計画を策定すること。			
		2 商業に係る中小企業の近代化の推進に関すること。						
		3 商業一般に関すること。						
		4 中小企業団体の組織に関すること。			1 中小企業等協同組合（信用協同組合を除く。以下この欄において同じ。）、商工組合、商店街振興組合連合会及び協業組合の設立の認可をすること。 2 中小企業等協同			

商、振及び組合の報収業命る
 合、街及組及びの徴に改善す
 組、店組及業のび検査のび並務令こ
 組、店組及業のび検査のび並務令こ
 3 業組、合、振及び及会のす
 業組、合、振及び及会のす
 4 業組、合、振及び及会のす
 業組、合、振及び及会のす
 5 業組、合、振及び及会のす
 業組、合、振及び及会のす
 6 業組、合、振及び及会のす

街組合及び変更を
 商店組合及び変更を
 び振連組合組織の
 び振連組合組織の
 7 中 小 企 同 協 同 団 締 結 旋 停 止
 業 等 協 約 締 結 旋 停 止
 組 合 協 約 締 結 旋 停 止
 体 結 締 結 旋 停 止
 結 締 結 旋 停 止
 及 締 結 旋 停 止
 と 締 結 旋 停 止
 8 火 災 共 同 組 織 及 び 旋 停 止
 濟 協 同 組 織 及 び 旋 停 止
 合 組 織 及 び 旋 停 止
 係 組 織 及 び 旋 停 止
 に 組 織 及 び 旋 停 止
 協 議 旋 停 止
 9 商 工 組 織 及 び 旋 停 止
 合 組 織 及 び 旋 停 止
 変 更 規 程 及 び 旋 停 止
 整 規 程 及 び 旋 停 止
 設 規 程 及 び 旋 停 止
 そ の 認 可 旋 停 止
 を 認 可 旋 停 止
 1 0 商 工 組 織 及 び 旋 停 止
 組 合 規 約 及 び 旋 停 止
 合 規 約 及 び 旋 停 止
 設 規 約 及 び 旋 停 止
 そ の 認 可 旋 停 止
 協 約 締 結 旋 停 止
 に 協 約 締 結 旋 停 止
 協 約 締 結 旋 停 止
 1 1 商 工 特 別 地 区 及 び 旋 停 止
 組 合 特 別 地 区 及 び 旋 停 止
 別 地 区 及 び 旋 停 止
 承 認 及 支 障 旋 停 止
 加 入 認 可 旋 停 止
 の 認 可 旋 停 止
 1 2 商 店 組 織 及 び 旋 停 止
 街 振 連 組 織 及 び 旋 停 止
 合 組 織 及 び 旋 停 止
 の 認 可 旋 停 止
 更 認 可 旋 停 止

			<p>すること。</p> <p>1 3 協業組合の定款及び変更の認可をすこと。</p> <p>1 4 中小企業団体の中央会組合員、指導員及び事務員の資格等に関すること。</p> <p>1 5 中小企業分野の調整及び申出の進捗をすこと。</p>			
<p>5 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の施行に関すること。</p>			<p>1 同法第7条第2項の規定期間により使用する従業者の資本又は出資額の引上げをすこと。</p> <p>2 同法第10条第2項の規定による台帳の作成の間にすこと。</p> <p>3 同法第12条第1項の規定により賦課の</p>			

			<p>をす と。こ 4 同 法 第 4 6 条 第 2 項 によ り 定 款 更 定 認 を す 可 と。こ 5 同 法 第 5 8 条 第 1 項 の 規 定 によ り 報 告 收 及 び 査 検 を す 査 こ と。 査 6 同 法 第 5 9 条 第 1 項 第 1 号 の 規 に 定 警 告 等 関 す 可 と。こ</p>			
<p>6 商 工 会 法 （ 昭 和 3 5 年 法 律 第 8 9 号 ） の 施 行 に 関 する こと。</p>			<p>1 同 法 第 2 4 条 の 規 定 に 基 づ き、 設 立 を 認 す 可 と。こ 2 同 法 第 4 2 条 第 5 項 及 び 第 4 8 条 第 5 項 の 規 定 に 基 づ き、 総 会 及 び 総 代 会 の 招 集 承 認 を す 可 と。こ 3 同 法 第 4 4 条 第 4 項 に お い て 準 用 す 同 法 第 2 4 条 に の 規 定 に 基 づ き、 更 定 認 の 可 と。こ 4 同 法 第 5 0 条 第</p>			

			<p>1 項の規 定に基 び、報 告及 徴入 の検 査を す こ と。</p> <p>5 同法第 51条の 規定に 基づき、 業務改 善警務 の一、 一時停 止、設 立取 消し並 び地区 変及び 解散の 勧告を す こ と。</p> <p>6 同法第 53条の 規定に 基づき、 立認可 取消し よる解 散の場 合の 清算人 を選 任す こ と。</p> <p>7 同法第 54条第 4項に おいて 準用法 第24 条に 規定に 基づき、 財産分 割の 認可を す こ と。</p>			
7	小規模事業 に関するこ と。			1 経営改 善普及 事業に 関す ること。		
8	小売商業調 整特別措置法 (昭和34年 法律第155 号)の施行に 関すること。	<p>1 同法第1 6条第4項 の規定に基 づく、調停 案を公表す ること。</p> <p>2 同法第1 6条の3第 4項の規定</p>		1 同法第 2条の規 定に基 づく、購 買、事業 の禁 止又は 命 令を す こ と。	1 同法第 9条第3 項の規 定に基 づく、小 売市場 開設 者の 地位 継承 の受 理	

<p>に基づく、の事、の 大企業者、の 物品販売、の 業の調整に ついでに勸 告を公表す ることを。第 3 1 6 条の4 の規定に基 づき、一時 停止の勸告 を公表す ることを。第 4 1 6 条の5 の規定に基 づき、調整 を命ずるこ と。</p>	<p>と。第 2 同法第 3 条及び 第7条の基 規定に基 づく、市場 の許可をす ることを。第 3 1 0 条の基 規定に基 づく、市場 の取り消 す。第 4 1 2 条の基 規定に基 づく、取引 委員会に 措置を要 す。第 5 1 4 条の基 規定に基 づく、大企 業者の事 業の調査 を。第 6 1 5 条の基 規定に基 づく、又は 旋回を行 うこと。第 7 1 6 条の基 規定に基 づく、大企 業者の事 業の調整 についての 勸告をす る。第 8 1 7 条の基 規定に基</p>	<p>するこ と。第 2 同法第 1 4 条の基 規定に基 づく、業 又は届出 止を受理 すること。第 3 1 9 条の基 規定に基 づき、業 を報告す る。</p>
--	---	---

				づき、紛 争決の 告をす こ。と。 9 同法第 19条第 1項の規 定に基づ き、立入 査をす ること。			
9 大規模小売 店舗立地法 (平成10年 法律第91 号)の施行に 関すること。	1 同法第9 条第7項の 規定に基づ き、公表を すること。			1 同法第 8条第4 項の規定 に基づ き、意見 を述べ ること。 2 同法第 9条第1 項の規定 に基づ き、勸告 をす ること。	1 同法第 12条の 規定に基 づく、関 係行政機 関への協 力を依頼 すること。 2 同法第 14条又 は第1項 第2項に 基づき、 報告の徴 収をす ること。		
10 小売商業 活動の調整 に関すること。							
11 中小企業 の新たな事業 活動の促進に 関する法律の 施行に關する こと(商業に 關することに 限る。)				1 同法第 9条第3 項の規定 に基づ き、経営 革新計画 を承認す ること。			
12 中小企業 調停審議会に 關すること。							
13 商店街の 活性化のため の地域住民の 需要に応じた 事業活動の促 進に關する法 律(平成21 年法律第80 号)の施行に 關すること。				1 同法第 4条第4 項の規定 に基づ き、商店 街活性化 事業計画 に対する 意見を述 べること。			
14 小規模企 業者等設備導 入資金及び中 小企業高度化	1 貸付額が 1,000 万円以上で 重要な中小			1 貸付額 が1,0 00万円 以上の中	1 小規模 企業等 設備導入 資金の償		

資金に関する こと。	企業高 資金の度 決定に貸 すること付 すこと。	<p>小企業高 度の化資 の貸付 定に関 るこ と (知事 裁事項 該当す もの を除 く。) 2 貸付 額 が1,0 00万 円中 以上 小企 度の 化資 の貸 付申 請に 関す こと 3 貸付 額 が1,0 00万 円中 以上 小企 度の 化資 金の 貸付 の支 払請 求に 関す こと 4 中 業高 事業 書の 受理 に 関す こと 5 中 業高 資金 の認 定に 関す こと 6 中 業高 資金 の貸 付事 業計 画の 作成 及び 変更 を す こと 7 中 業高 資金 の貸 付設 置及 び完 了の 承認</p>	<p>還に に こ の 貸 付 額 が1,0 00万 円中 未 満 小 企 業 高 化 資 金 の 貸 付 に 関 す こと 2 貸付 額 が1,0 00万 円中 未 満 小 企 業 高 化 資 金 の 貸 付 に 関 す こと 3 貸付 額 が1,0 00万 円中 未 満 小 企 業 高 化 資 金 の 貸 付 申 請に 関す こと 4 貸付 額 が1,0 00万 円中 未 満 小 企 業 高 化 資 金 の 支 払請 求に 関す こと</p>
---------------	--------------------------------------	---	---

				<p>ること。 8 中小企業資金の返済に関すること。 9 中小企業資金の繰入れ返済に関すること。</p>			
	15 中小企業金融に関すること。	1 信用保証協会の役員に関すること。		<p>1 信用保証協会の業務書の作成と。 2 信用保証協会の業務の実行。</p>			
	16 中小企業の経営の診断及び助言に関すること。			<p>1 中小企業高度化計画・建設に関すること。 2 地域・企業動向に関すること。</p>	1 その他の軽易な診断に関すること。		
	17 商工労働局長に関すること。						
労働雇用課	1 労働行政の推進に関すること。	1 労働行政プランの策定に関すること。		1 労働行政の推進のための会議に関すること。			
	2 労働教育に関すること。				<p>1 労働関係法令の普及啓発に関すること。 2 その他労働教育の実施すること。</p>		
	3 労働調査に				1 労働情		

	関すること。				報を調査すること。 2 労働争議月報を作成すること。		
4	労働組合に関すること。	1 公益事業に関する労働委員会を請求すること。 2 労働組合法（昭和24年法律第174号）第18条に基づき地域的・一般的拘束力を決定すること。		1 労働組合の調査に関すること。 2 争議行為の届出を受けること。 3 公益事業の争議行為の通知及び公表すること。			
5	労働者の福利厚生に関すること。				1 中小企業退職金共済制度に関すること。 2 労働福祉事業の実態を調査すること。 3 労働福祉事業の実施すること。		
6	労働委員会に関すること。	1 労働委員会の委員の任免に関すること。					
7	労働審議会に関すること。						
8	中小企業従業員住宅に関すること（厚生年金還元融資住宅に限る。）。						
9	雇用対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
10	緊急雇用創出基金に関すること。						
産 1	職業能力の	1 職業能力		1 職業訓	1 事業主		

業人材育成課	開発に関する こと。	開発計画を 策定するこ と。 2 職業訓練 法人の認可 に関するこ と。		2 練習指導員 の免許取消 しをすこと。 3 職業訓練 指導員の考 察を実施す ること。 4 独立行政 法人高齢・障 害者求職者 雇用支援機 構法（平成1 4年第165 号）第2条 1項に基づ き報告及び 申請すること。 5 災害見舞 金の決定に 関すること。	2 職業訓練指 導員及び職 業訓練指導 員免許の再 交付に関す ること。 3 職業訓練指 導員の免許 再交付に関 すること。 4 職業能力開 発校の指定 及び申請に 関すること。		
	2 技能検定に 関すること。			1 技能検定 試験を実施 すること。 2 技能検定 試験の合格 判定に関す ること。	1 技能検定 合格証書の 交付及び再 交付に関す ること。 2 技能士章 の交付に関 すること。		
	3 職業能力開 発協会に関 すること。	1 職業能力 開発協会の 設立に関す ること。		1 職業能力 開発協会の 業務の円滑 な実施に関 すること。 2 職業能力 開発協会に 対しての援 助に関すこ と。 3 職業能			

					協力の業務を職開を 発対のさ業発検こ 開に業告を職開を 力会て報せ能協査す と。			
		4 職業能力開 発校に関する こと。						
		5 技術短期大 学校に関する こと。						
新産業振興局	産業支援課	1 工業に係る 中小企業振興の 基本的な事項に 関すること。	1 工業に係る 中小企業決定 の策に関する こと。		1 工業に 係る中小振興 の事業策を 画すること。			
		2 工業に係る 中小企業の近代 化の推進に関 すること。						
		3 工業一般に 関すること (商工振興金融 課の分掌事務に 係るものを除く。)				1 商工業 所有権につ いての指 導をす ること。 2 熱管 の指 導を す ること。 3 商工業 標準化の 指 導を す ること。		
		4 地場産業の 振興に関する こと。						
		5 産炭地域振 興に関するこ と。						
		6 下請振興に 関すること。						
		7 中小企業の 技術の向上に 関すること。						
		8 鉱業一般に 関すること。			1 鉱業振 興の事業策 を画す こと。	1 鉱山の 振興指 導を 行 うこ と。 2 鉱業法 (昭和2 5年法		

				<p>第289号)第24条の協議を処理すること。</p>	
<p>9 砂利採取法(昭和43年法律第74号)の施行に関すること(河川区域等の区域内で行う砂利採取計画の認可を除く。)</p>	<p>1 同法第6条の規定により登録を拒否すること。 2 同法第12条の規定により登録の取消し等をするこ と。 3 同法第26条の規定により認可等の取消し等 をす るこ と。</p>		<p>1 同法第3条の規定により登録をす るこ と。 2 同法第15条の規定による業務主任者の試験の実施及び認 定を す るこ と。 3 同法第16条の規定による採取計画の認可及び同法第20条 の規 定に よる 更 改の 認 可を す るこ と。 4 同法第22条の規定による認可採取計画の変更をす るこ と。 5 同法第23条の規定による緊急措置をす るこ と。 6 同法第38条の規定による聴聞をす るこ と。 7 同法第43条の規定による協議をす るこ と。</p>	<p>1 同法第33条の規定による報告をす るこ と。 2 同法第34条の規定による検入をす るこ と。 3 同法第36条の規定による通報をす るこ と。</p>	

<p>10 採石法 (昭和25年 法律第291 号)の施行に 関すること。</p>	<p>1 同法第3 2条の4の 規定により 登録を拒否 すること。 2 同法第3 2条の10の 規定によ る登録の取 消し等をす ること。 3 同法第3 3条の12の 規定によ る認可を取 消し等をす ること。</p>		<p>と。 1 同法第 32条の 規定によ る登録を 拒否すこ と。 2 同法第 32条の 13の規 定による 業務管理 者の試験 等をすこ と。 3 同法第 33条の 規定によ る採取計 画の認可 及び同法 第33条 の5の規 定による 変更の認 可等をす ること。 4 同法第 33条の 9の規 定による 認可採取 計画の変 更をすこ と。 5 同法第 33条の 13の規 定による 緊急措置 等をすこ と。 6 同法第 33条の 17の規 定による 岩石の採 取を廃止 した者に 対する災 害防止命 令をすこ と。 7 同法第 34条の 4の規 定による</p>	<p>1 同法第 34条の 8の規 定による 除外を すこ と。 2 同法第 42条の 規定によ る報告の 徴収及び 検査をす ること。</p>		
---	---	--	--	--	--	--

				8	聞をす こと。第 4 2 条の 2 の規 に よ 議 を こ と。 協 す る			
	1 1 中小企業 の新たな事業 活動の促進に 関する法律 (平成11年 法律第18 号)の施行に 関すること (商業に關す ることを除 く。)							
	1 2 産学行政 連携の促進に 関すること。							
	1 3 新事業・ ベンチャー支 援に關するこ と。							
	1 4 サービス 産業の振興に 關すること。							
	1 5 産業技術 センターに關 すること。							
	1 6 公益財団 法人くまもと 産業支援財団 に關するこ と。							
	1 7 新産業振 興局長に關す ること。							
エネルギー 政策課	1 太陽光発電 等の新エネル ギー関連産業 の振興及び利 用の促進に關 すること。							
	2 エネルギー 対策の企画、 調整及び推進 に關すること。							
企業立地課	1 企業誘致に 關すること。	1 企業誘致 の計画に關 すること。 2 誘致企業 との立地協 定に關する こと。		1 熊本県 工場等設 置奨励条 例(昭和 39年熊 本県条例 第6号)	1 同条例 に基づく 事業の開 始報告書 を受理す ること。 2 誘致企			

					に基づく適用等の（指定の承継を認め。）に關すること。	業のフオープロに關すること。		
	2 企業立地計画に關すること。	1 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づく実施計画を策定すること。				1 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工業立地適正化に關すること。		
	3 県が管理する工業団地に關すること。							
	4 高度技術研究開発基盤の整備に關すること。							
	5 ポートセールス推進室に關すること。							
	(1) 熊本港等への貨物の集積の推進に關すること。							
	(2) 熊本港等に寄港する船舶の誘致及び拡充に關すること。							
	(3) 熊本港臨海用地の分譲、貸付け及び管理に關すること。							
	(4) その他熊本港等の利用促進等に關すること。							
観光経済交流局	観光課	1 観光振興に係る施策の企画及び調整に關すること。						
		2 観光広報に關すること。						
		3 観光関係団						

	体の指導育成に関すること。					
	4 通訳案内士に関すること。			1 通訳案内士の登録をすること。		
	5 旅行業法（昭和27年法律第239号）に関すること。			1 旅行業又は旅行業者代理業の登録に関すること（課（センター）長専決事項を除く。）。 2 営業保証金の還付に関すること。 3 旅行業者又は旅行業者代理業務の改善又は停止の命令をすること。	1 旅行業又は旅行業者代理業の登録変更の処に 2 旅行業者の営業保証金に 3 営業保証金の取戻しに	
	6 観光統計に関すること。					
	7 観光施設の整備及び維持管理に関すること。					
	8 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）の施行に関すること。			1 同法第12条第2項の規定による施設の管理方法の改善等に関すること。	1 同法第44条第1項第3項の規定による報告及び検査に	
	9 熊本県野外劇場に関すること。					
	10 観光審議会に関すること。					
	11 観光経済交流局長に関すること。					
国	1 貿易振興に			1 貿易振	1 貿易企	

際課	関すること。			<p>興施策のの 企画及び 調整に 関するこ と。</p> <p>2 海外に見 おける及 本市及び 展示会の 開催及び 参加の決 定に 関するこ と。</p> <p>3 貿易行の 政機関の 誘致及び 連絡調整 に 関するこ と。</p> <p>4 貿易商 社及び団 体の育成 指導に 関するこ と。</p>	<p>業の実態 調査及び 統計に 関するこ と。</p> <p>2 輸出商 品のイン 改 善に 関するこ と。</p> <p>3 貿易実 務の指導 に 関するこ と。</p>		
	2 国際化に係 る施策の企 画及び調整 に 関すること。	1 国際化に係 る施策の基 本方針に 関すること。					
	3 姉妹提携地 域、友好提携 地域その他の 地域との交流 に 関すること。						
	4 在熊外国人 対策に 関すること。						
	5 国際協力に 関すること。			<p>1 海外技 術研修員 及び自治 体職員協 力交流研 修員の受 入れを 決 定す るこ と。</p>	<p>1 海外技 術研修員 及び自治 体職員協 力交流研 修員の受 入れに 関 するこ と。</p> <p>2 青年海 外協 力に 関 するこ と。</p>		
	6 海外移住及 び在外県人 に 関すること。			<p>1 県出身 海外移住 者子弟の 学 生入 学を 決 定す るこ と。</p>	<p>1 県出身 海外移住 者子弟の 学 生入 学に 関 するこ と。</p>		

					と。	と。 2 在外県 人会に 関する こと。		
		7 一般旅券の 発給の申請の 受理及び交付 に関するこ と。						
く ま も と ブ ラ ン ド 推 進 課		1 くまもとブ ランドの推進 に係る企画及 び調整に関す ること。						
		2 県産品の販 路拡大に係る 施策の企画及 び調整に関す ること。						
		3 物産振興に 関すること。						
		4 伝統的工芸 品産業の育成 に関するこ と。						
		5 熊本産業展 示場に関する こと。						
		6 流通施設の 整備促進に関 すること。						

7 農林水産部

局	課	分掌事務	知事決裁 事項	部（公室） 長専決事 項	部内局長 専決事項	課（センタ ー）長専決 事項	備考欄 に定め る役付 職員専 決事項	備考
農 林 水 産 政 策 課		1 農林水産部 各課及び出先 機関所属職員 の人事手続並 びに農林水産 部各課の事務 費の経理に関 すること。						
		2 農政諸務に 関すること。		1 新嘗 祭にお ける 穀推 薦を す ること。				
		3 農業研究セ ンター、林業 研究指導所及 び水産研究セ ンターに関す						

	ること。						
	4 熊本県農業公園に関すること。						
	5 農林水産施策の企画調整に関すること。		1 農林水産施策の企画調整に関すること。				
	6 農業、林業及び水産業の基本的な計画の策定に関すること。	1 農業、林業及び水産業の基本的な計画の策定に関すること。					
	7 農林水産部長室に関すること。						
団体支援課	1 農業協同組合等に関すること。	1 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の2の規定により農業協同組合又は農事組合法人に対し解散及び同法第86条第2項の規定により解散の嘱託をすること。 2 同法第96条の規定により決議又は選挙若しくは取消しをすること。	1 同法第59条の規定による認可をすること。 2 同法第63条第2項の規定による認可の取消をすること。 3 同法第64条第2項の規定による解散の決議認可をすること。 4 同法第65条第2項の規定による認可をすること。 5 同法第94	1 同法第40条第1項の規定による仮選任し、総会を招き、同法第44条第2項の規定による認可をすること。 3 同法第44条第4項の規定による解散受理をすること。 4 同法第97条の規定による契約の取消をすること。	1 同法第11条の規定に基づき、信用事業の制定、変更及び廃止の承認をすること。 2 同法第11条の規定に基づき、共済規程の制定、変更及び廃止の承認をすること。 3 同法第11条第23の規定に基づき、信託規程の制定、変更及び廃止の承認をすること。 4 同法第11条第29の規定に基づき、宅地事		

						<p>2 2 定の協同組合監督を命ずること。</p> <p>6 6 第9条の農業組は組人法に必措置を要すること。</p>				<p>業実施規 程の制更 定、変止 及、び廃 の承認を す。こ と。</p> <p>5 5 同法第 7 2 2 条の 1 3 第2 項の規 に定 よる農 事組合法 人届を 受すこ と。</p> <p>6 6 同法第 7 2 4 条の 1 6 第4 項の規 に定 よる農 事組合法 人届を 受すこ と。</p> <p>7 7 同法第 7 2 2 条の 1 7 第2 項の規 に定 よる農 事組合法 人届を 受すこ と。</p> <p>8 8 同法第 7 2 3 条の 1 8 第3 項の規 に定 よる農 事組合法 人届を 受すこ と。</p> <p>9 9 農業倉 庫法第 (大正6 年法律 15号) に基づ き、農 倉業の 経営認 及可 倉業 者</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

					<p>業務規程の変更を認可すること。</p> <p>10第61条第2項に規定する認可の証明及び第44条第3項に規定の認可の証明をすること。</p>	
2	森林組合に関すること。	<p>1 森林組合の設立を認可すること。</p> <p>2 森林組合の合併及び解散を認可すること。</p>	<p>1 森林組合の認可をすること。</p> <p>2 森林組合の育成をすること。</p>	<p>1 森林組合の職員の研修をすること。</p> <p>2 森林組合の調査をすること。</p>		
3	水産関係団体に関すること。	<p>1 水産協会の設立を認可すること。</p> <p>2 水産協会の合併及び解散を認可すること。</p>	<p>1 水産協会の認可をすること。</p>			
4	漁船保険に関すること。		<p>1 漁船損害等補償法（昭和27年法律第121号）第12条に基づき、又は指定の漁船損害等補償法（昭和27年政令第68号）第5条に</p>	<p>1 同法第112条及び漁船損害等補償法（昭和27年政令第68号）第5条に</p>		

			こと。	<p>の発生出に示係通に船縦すこと。第条基保消示係通すこと。施行条く船訂すこと。</p> <p>2 1 1 3 の 2 に 付 の 公 関 の 通 知 に 関 する こと。</p> <p>3 同 施 行 条 7 第 1 項 に 基 づ いて 指 調 正 する こと。</p>	
5 農業金融に関すること。	<p>1 天災による被害農業者等漁業の融通に資する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第2条第5項の規定に基づき、特別被害地域を指すこと。</p>		<p>1 農業改良資金通和法（昭和31年法律第102号）第2条の規定に基づく資金運用に資すること。</p> <p>2 熊本県近代化通措項に基づく融資のうち第2の2から（5）までの融資機関が第2の2から（4）までの者に</p>	<p>1 熊本県近代化通措項に基づく融資に資すること。ただし、要項の1の（1）に掲げ及び第2の2の（1）に掲げ融資第2の1の（2）から（4）までの者に資する並びに</p>	

								<p>貸し付 る場合 あつて 付額が 5,00 0万 超え のの 補給 認に るこ 3 株 社日 策本 庫金 貸融 を受 託 をこ</p>	<p>部内 専決 に該 るも 除く 2 株 社日 策金 庫法 成1 法9 法第 7号 7規 定に 規資 づ金 の融 係貸 適格 定及 付後 査指 関す と。 振 山・ 疎地 営改 金善 計画 振興 の認 務、 業農 漁業 資施 ち事 画を との 事承 特及 加農 の資 画業 務承 、認 農特 資加 業計 認事 びに 経營 調資 理金 施高 計設 共画 施同 計設 定事</p>	<p>局長 事当 のの 株式 会政 日公 金平 法(年 19第 5の 基金 に資 付認 貸調 のび の貸 格調 及に 後導 指す た振 興過 経資 善善 び画 事林 設う 計要 も認 び産 金計 事定 加工 事承 並産 畜環 境推 進化 備用 備認 に</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--

				<p>関するこ とを除 く。</p> <p>3 熊本県 大畜支 営改善 援資取 務領の に基 大畜支 営改善 援資業 事の承 認に 関す と。</p> <p>4 農業制 度資金 係利子 補給及 利子補 助金に 関す と。</p> <p>5 株式会 社日本 策金融 庫公 委ら 嘱に 貸付 の報 告に 関す こと。</p>		
6	林業金融に 関すること。		<p>1 林業改 善資金 貸付け に等 関す こと。</p> <p>2 木材産 業等 化推 進資 金の 貸付 に等 関す こと。</p>	<p>1 株式会 社日本 策金融 庫の委 嘱を受け 行う貸付 事業の 調査及び 作成後指 導に 関す こと。</p>		
7	漁業金融に 関すること。		<p>1 漁業近 代化資 金の 貸付け に等 関す こと。</p> <p>2 沿岸漁 業改善 資金の 貸付に 関す こと。</p>	<p>1 株式会 社日本 策金融 庫の委 嘱に 係る 調査に 関す こと。</p>		

					第 1 5 8 号) に基 づく加入 区に關す ること。				
		1 1	その他農 林水産業団 体に関する こと。						
		1 2	団体検査 室に関する こと。						
		(1)	農業 協同組合の 検査に關す ること。						
		(2)	森林 組合の検査 に關するこ と。						
		(3)	漁業 協同組合の 検査に關す ること。						
		(4)	その 他農林水産 業団体の検 査に關する こと。						
経営局	農地・ 農業振興 課	1	農地の利用 推進に關す ること。						
		2	農業会議及 び農業委員 会に關する こと。						
		3	農地の集積 に關するこ と。						
		4	農業振興地 域の整備に 關すること。	1 農業振興地 域の整備法 律（昭和4 4年法律第 58号）第 4条の規定 に基づき、 農業振興地 域整備の方 針を定める こと。 2 同法第6条 の規定に基 づく農業振 興地を指定 すること。	1 同法第5条 の規定に基 づく農業振 興地整備方 針を変更す ること。 2 同法第15 条の規定に 基づき、農 業振興地を 指定すること。	1 同法第7条 の規定に基 づく農業振 興地域の区 域を変更す ること及び 指除すること。 2 同法第8条 の規定に基 づく市町村 農業地域計 画	1 農業振興地 域の整備に 關する法律 第13条の 規定に基 づく農業振 興地整備計 画を定める こと。 2 同法第13 条の第4項 において同 法第8条		

				<p>9 14 の規 基農 域以 区外 域内 にお け行 為に 勸を する こと。</p> <p>10 都 市 計 画 法 (昭 和 4 3 年 法 律 第 1 0 0 3 号) 第 2 1 条 第 3 項 に 基 づ け 市 街 化 区 域 街 化 区 域 農 林 漁 業 と 関 係 する こと。</p>			
5	農 業 振 興 促 進 審 議 会 に 関 する こと。						
6	農 村 地 域 工 業 等 導 入 事 業 に 関 する こと。	1 農 村 地 域 工 業 等 導 入 促 進 法 (昭 和 4 6 年 法 律 第 1 1 2 号) 第 4 条 の 規 定 に 基 づ け 農 村 地 域 工 業 等 導 入 基 本 計 画 を 定 め る こと。	1 同 法 第 4 条 の 規 定 に 基 づ け 農 村 工 業 等 導 入 計 画 を 変 更 する こと。	1 同 法 第 1 5 項 及 び 第 2 項 に 基 づ け 農 村 工 業 等 導 入 計 画 を 定 め る こと。	2 同 法 第 5 項 に 基 づ け 農 村 工 業 等 導 入 計 画 を 協 力 する こと。		
7	農 地 法 (昭 和 2 7 年 法 律 第 2 2 9 号)	1 同 法 第 5 1 条 の 規 定 に 基 づ け 農 地 法 に 違 反 する こと。	1 農 林 水 産 大 臣 官 庁 長 官 の 指 示 に 基 づ け 農 地 法 に 違 反 する こと。	1 同 法 第 1 条 の 規 定 に 基 づ け 農 地 法 に 違 反 する こと。			

<p>の規 定 に よ る 転 用 及 び 自 作 農 財 産 に 関 す る 事 項</p>	<p>す 用 に 対 す る 処 分 に 関 す る 事 項</p>	<p>同 第 4 条 第 5 項 の 規 定 に 基 づ いて 改 正 す る 事 項</p>	<p>採 草 放 牧 地 の 積 累 計 面 ア 一 ル 以 上 の 同 条 法 第 5 条 を の 許 可 す と 同 法 第 2 1 8 条 を 許 可 す と 同 法 第 3 2 8 条 の 仲 介 と 同 法 第 7 2 項 の 規 定 に 基 づ いて 農 地 法 等 の 一 部 を 改 正 政 令 第 8 5 号 第 1 条 の 規 定 に 基 づ いて 改 正 農 地 法 等 の 一 部 を 改 正 政 令 第 4 4 5 号 第 1 条 の 規 定 に 基 づ いて 貸 付 行 っ た 事 項 と 同 法 第 7 4 2 条 の 規 定 に 基 づ いて 貸 付 行 っ た 事 項 と 同 法 第 7 5 2 条 の</p>
---	--	---	--

				による草 地利用権 の設定に 関すること。 8 同法第 49条によ り規定を 調査する こと。			
	8 民事調停法 (昭和26 年法律第22 号)に基づ く農事調停に 関すること。			1 同法に 基づき、停 農をす と。			
	9 農地对価等 徴収金に關 すること。						
	10 公益財団 法人熊本農 業公社に關 すること。						
	11 経営局長 に關すること。						
担 い 手 ・ 企 業 参 入 支 援 課	1 農業の担 手の育成に 關すること。						
	2 農業経営の 改善に關 すること。						
	3 新規就農に 關すること。						
	4 農業への企 業参入に關 すること。						
	5 農業大学 校に關する こと。						
	6 女性農業 者及び高 齢農業者 に關する こと。						
	7 青年農業 者の育成 に關する こと。						
流 通 企 画 課	1 農林水産物 の流通対策 の企画及び 調整に關 すること (林業振興 課及び水 産振興課 が所管す るものを 除く。)						
	2 農林水産物						

	の販路拡大に 係る計画の策 定及び農林水 産物の宣伝に 関すること (林業振興課 及び水産振興 課が所管する ものを除く。)						
	3 農林水産物 の流通体系の 整備に係る計 画の策定及び 推進に関する こと(林業振 興課及び水産 振興課が所管 するものを除 く。)						
	4 農林水産物 の加工に關す ること(林業 振興課及び水 産振興課が所 管するものを 除く。)						
	5 その他農林 水産物の流通 対策に關する こと(林業振 興課及び水産 振興課が所管 するものを除 く。)						
	6 地産地消の 推進に關する こと。						
	7 農商工連携 に關すること。						
	8 卸売市場に 關すること。						
	9 卸売市場審 議会に關する こと。						
むらづくり課	1 中山間地域 対策の調整及 び推進に關す ること。						
	2 中山間地域 の整備に關す ること(農村 計画課の分掌 事務に係るも のを除く。)						
	3 ふるさと・ 水と土保全基						

		金に関するこ と。					
		4 経営構造対 策に関するこ と(人権啓発 等を含む。)					
		5 鳥獣被害対 策に関するこ と。					
		6 都市農村交 流に関するこ と。					
		7 日本型直接 支払制度に関 すること(環 境保全型直接 支払に係るも のを除く。)					
		8 食文化の継 承活動に関す ること。					
		9 世界農業遺 産に関するこ と。					
生産局	農業技術課	1 農業技術の 改善普及に関 すること。	1 協同農業実 施方針を策 定し、農業 普及の促進 を図ること。	1 普及指導員 の設置に関 すること。	1 協同農業の 実施に関す ること。普及 指導員の関 連するこ と。農業普 及の向上に 関すること。 3 農業気象 災害に関す ること。普及 指導員の支 援に関す ること。		
		2 植物防疫に 関すること。	1 航空実画定 防除計画を 策定すること。	1 農作物病害 虫発生警報 を発令す ること。			
		3 肥料、農薬 及び農業機 械に関するこ と。	1 高性能農業 機械の導入 に関するこ と。	1 肥料の登録 をすること。 2 事故肥料の 譲渡を許可 すること。	1 特殊肥料の 生産を受 け届けるこ と。農薬取 扱		

			<p>3 肥料取締法（昭和25年法律第227号）違反者の措置に関すること。 4 農薬残留分析結果を公表すること。 5 農薬取締法（昭和23年法律第2号）第13条第1項の規定による販売又は農薬使用者に対する報告及び検査に関すること。 6 農薬指認士を導定すること。</p>	<p>第8条の定める販売業者の受けること。 3 高性能農業機械の利用に關すること。 4 農業作業に關すること。</p>		
<p>4 農用地土壌汚染防止に関すること。</p>	<p>1 対策地域及び特別地区の指定及び変更をすること。</p>	<p>1 対策の計画及び変更に関すること。</p>	<p>1 指定農作物等に関すること。 2 土壌汚染に関する調査及び測定に関すること。</p>			
<p>5 環境保全型農業の推進に関すること。</p>		<p>1 環境保全型の農業の計画を策定すること。 2 地力増進を指すこと。 3 持続</p>	<p>1 熊本型特別農産物の認定基準を定めること。 2 全国環境保全型農業に關すること。</p>			

			<p>性の農業高3 い生産業方第 式のの導促3 入ののの関 進のののに すにににる 律(111)平 成法111)法 年0号3)1 第の規条定 のに基、導 にき入を、指 ること。</p>	<p>3 同法第3 3 条の規 項に基、定 にき指針を 更す。こ と。同法第 4 4 条の規 項に基、定 にき計画を 定す。こ と。</p>			
6	種苗法（昭和22年法律第115号）の施行に関すること。	1	熊本職品利許 県職成のの関 育種用諾すこ と。	1	熊本県成 職務育の審 品種にの 査にこ るこ と。		
7	病虫害防除所に関すること。						
8	農業技術会議に関すること。						
9	農業技術支援室に関すること。						
	(1) 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第2項各号に掲げる事務に関すること。						
	(2) 普及指導員の研修の実施に関すること。						
	(3) 研究開発された新技術の確立及び農業技術者等への技術移転に関すること。						

	(4) 農業災害及び病虫害発生時における被害軽減のための技術対策に関すること。						
	10 生産局長に関すること。						
農産課	1 生産総合事業の総合調整に関すること。						
	2 米、麦、大豆の生産対策に関すること。	1 米、麦、大豆の振興策をすこと。	1 米、麦、大豆の生産対策に関すること。 2 稲、麦、大豆の種子対策に関すること。 3 米、麦、大豆の奨励品種を改廃すること。				
	3 米穀の需給調整及び流通に関すること。	1 市町村別生産数量を定めること。	1 米穀の流通・販売促進に関すること。				
	4 米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関すること（他課の分掌事務に係るものを除く。）。						
	5 戸別所得補償制度に関すること。						
	6 いぐさの生産奨励に関すること。		1 いぐさの奨励品種を選定すること。 2 いぐさの原苗ほ及び耕種基準設定				

				<p>3 設置のほにこのいぐさの指導針をすこと。</p> <p>4 いぐさ及び品の計画並流通の推進にこと。</p>			
	7 茶の振興に 関すること。	1 茶振 興をす と。	1 茶の栽 培及び 加工に 指導針 をすこ と。				
	8 特用作物の 振興に關す ること。						
	9 蚕糸業の振 興に關すこ と。						
園芸課	1 果樹の振興 に關すこ と。	1 果樹振 興特別 措置法 (昭和3 6年法 15号)第 2条第3 項の規 定に基 づき、 果樹振 興計画 策をす こと。 2 果樹 の品種 をすこ と。	1 同法第 3条第1 項の規 定に基 づく、 果樹計 画を認 すこと。 2 果実 の価格 安定に 關すこ と。 3 果実 の需給 調整を すこと。				
	2 野菜の振興 に關すこ と。	1 野菜計 画策を す	1 同法第 8条及び 第9条に 基				

			<p>こと。 2 野菜出荷安定法（昭和41年法律第105号）第3条第5号及び第6条に基づき、野菜出荷計画の作成及び変更のすこと。 2 野菜価格安定対策に関すること。</p>			
	3 花きの振興に関すること。		1 花き振興計画の策定すること。			
畜産課	1 畜産振興に関すること。		1 酪農・牛産肉生産近代化計画の策定すること。	<p>1 地域畜産振興事業に協賛すること。 2 地方競馬全国協会等関係する事業に協賛すること。 3 畜産技術の実施に協力すること。 4 畜産関係団体の関係すること。</p>	<p>1 畜産統計に畜産技術者の研修を受けること。</p>	
	2 飼料に関すること。			<p>1 飼料の安全性及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく廃棄物の処理及び 2 飼料の供給の安定に関する法律（昭和27年法律第35号）に</p>	<p>1 同法に基づく業者の届出及び報告の徴収をすること。 2 飼料の供給の安定に関する法律（昭和27年法律第35号）に</p>	

			<p>入 検 査 等 に 関 する こ と。 飼 2 自 給 飼 料 関 料 す 料 こ と。</p>	<p>づ く 調 査、 報 等 を 告 す る こ と。</p>		
3	酪農振興に 関すること。		<p>1 集約酪 農地 域計 画に 関す こ と。 2 集約酪 農地 域内 及 び 指 地 域 定 お け る 酪 農 事 業 施 設 の 設 又 は 置 変 更 を 承 認 す る こ と。</p>			
4	畜産経営に 関すること。		<p>1 畜産コ ンサル タ ン ト 事 業 を 指 導 す こ と。 2 牛乳の 取 引 に 関 す る 指 導 並 び 旋 停 監 督 あ っ に 及 び 調 す る こと。</p>	<p>1 畜産技 術 経 営 断 設 計 診 断 及 び 指 導 を す る こ と。</p>		
5	畜産環境対 策に關すること。		<p>1 畜産団 地 の 造 成 に 関 する こ と。 2 畜産経 営 環 境 の 保 全 備 備 に 関 する こ と。 3 家畜排 せ 物 の 適 管 理 の び 正 化 及 び 利 用 の 促 進 に 関 する 法 律 (平 成 1 1 年 法 律 第 1 1 2 号) に 基 づ く 指 導 、 助 言、 勸 告 及 び 命 令 に 関</p>			

				す る こ と。			
6	学校給食用牛乳に関する こと。						
7	家畜及び畜産物の流通及び価格対策等に関する こと。			1 家畜及び畜産物の流通対策の推進に関する こと。 2 家畜及び畜産物価格安定基金に関する こと。			
8	家畜市場に関する こと。			1 家畜市場の登録に関する こと。 2 市場再整備地域の指定に関する こと。			
9	草地開発に関する こと。			1 県営及び営団草地開発地区の調査に関する こと。 2 野草地の調査計画及び開発に関する こと。			
10	公共育成牧場に関する こと。						
11	家畜の改良増殖に関する こと。	1 家畜及びき改良増殖策を す と。	1 家畜導入に 関 する こと。 2 種苗の貸付に 関 する こと。 3 家畜人工授精の講習会開催、資格試験の実施に 関 する こと。	1 種畜及び標準の検査を 実 施 す る こ と。			

			<p>4 子家畜及 検査員雄畜 び種雄の 検査員に 任免に するこ と。</p> <p>5 ふ化業 者を登 録す と。</p> <p>6 標 準 鶏 認定検査 員の任 免に 関す るこ と。</p> <p>7 登 録 ふ 化業者 に 関す る措 置を 命 ず 及 び立 入 査を す と。</p> <p>8 地 方 種 畜検査 員 を 任 免 し、 臨 時 査を 行 し、 種 明 書 を 立 入 査を す と。</p> <p>9 優 良 種 牛を認 定 す るこ と。</p>			
1 2 養蜂に 関 すること。			1 みつ蜂 転飼を 可許 す と。			
1 3 家畜保健 衛生に 関 すること。				1 家畜衛 生に 関 す る 思 想 の 普 及 活 動 を 実 施 す と。		
1 4 家畜伝染 病予 防に 関 すること。	1 家畜病 伝染 の 発 生 を 延 止 す る た め の 検 査 、 注 射 、 又	1 家畜防 疫員 及 び 獣 医 師 の 委 任 を 受 け 、 嘱 を 受 け 、 家 畜 防 疫 員 を 派 遣 す と。	1 家畜防 疫員 及 び 獣 医 師 の 委 任 を 受 け 、 嘱 を 受 け 、 家 畜 防 疫 員 を 派 遣 す と。	1 家畜の 伝 染 性 疾 患 を 届 出 す と。 2 家畜 伝 染 病 の 防 止 を 図 る た め		

		<p>はをる 2 伝疾 3 伝の 4 又似 5 伝ま 6 伝ま</p>	<p>はをる 2 伝疾 3 伝の 4 又似 5 伝ま 6 伝ま</p>	<p>3 3 3 3 3 3</p>	<p>す。防組化関こ と。畜衛強に 家自の導る 疫織指すと。</p>	<p>に農大報関府通る 置て産のび道のす 措い水へ及都へを たつ林臣告係県報こ</p>	
	<p>1 5 動物薬事 に 関 する こと。</p>	<p>1 品療等質効び性保</p>	<p>1 薬医器品有及安全確に 品、機の、性安の等</p>	<p>1 薬事監任こ 査員をる 免すと。</p>	<p>1 不正に、の置る 品、示いて、そ措ず 表つ廃他の命と。配 2 置販</p>		

		<p>るにのしす すの可消を 法律の取等 関法基許取 る</p> <p>2 動物薬は用機販者し、にるをすめ要置るこ命こ 用品動医器売に条対違是るになをべとずと。 3 動物薬指締関こ 用品導りす</p>		<p>及員証発こ 者置分を 業配身書 売の明行 びの行と。</p> <p>3 物品販用 医薬品並 売業動物 に動用 高度管 医療機 等及器 業及販 貸業の 可業の に係許 可を新 く除 すをこ と。</p> <p>4 登録販 売者販 録従登 録にす るこ</p>	
<p>1 6 獣医事に 関すること。</p>			<p>1 診療簿 及び検案 簿の検査 を行うこ と。</p>	<p>1 獣医師 法（昭和 24年法 律第18 6号）第 22条の 規定に よる届 進達を すこと。 2 獣医療 法（平成 4年法律 第46 号）第3 条の規 定に よる診 療施設 の届出 の受理 に 関す こと。</p>	
<p>1 7 家畜人工 授精所に 関す</p>					

		ること。					
		18 家畜保健衛生所に関すること。					
農村振興局	農村計画課	1 土地改良区等に関すること。	1 土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条に基づく土地改良事業の進捗の3に基づき事業の更迭に関すること。	1 土地改良区立運係に関すること。	1 団体営土地改良事業の適否に可及等（非土地改良事業を除く。）の土地改良事業の適否に可及等と。	1 団体営土地改良事業の適否に可及等（非土地改良事業に限る。）の土地改良事業の適否に可及等と。	
		2 土地改良財産の管理に関すること。		1 重要な土地改良の財産分与に関すること。	1 土地改良財産の管理及び処分（昭和32年熊本県条例第32号）第12条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる特水がた財の管理を託すこと。	2 土地改良財産のうち軽易なものに関する	

				するこ と。			
	3 農業農村整備に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。			1 農業農村整備の企画に関すること。			
	4 県営及び団体の農業農村整備事業の調査計画及び新規採択に関すること。			1 農業農村整備の調査に関すること。 2 農業農村整備の新規採択に関すること。			
	5 国営事業対策室に関すること。						
	(1) 国営土地改良事業(以下「国営事業」という。)に係る関係機関等との調整及び国営事業の推進に関すること。						
	(2) 国営事業に係る営農計画と営農計画の調整及び推進に関すること。						
	(3) 国営事業に係る調査に関すること。						
	(4) 国営事業に伴う付帯関連事業の計画、調整及び推進に関すること。						
	(5) 農業用水の調整に関すること。						
	6 農村振興局長に関すること。						
農	1 農地の集団			1 国営及			

地 整 備 課	化及び換地計 画に関するこ と。			び県営土 地改良事 業に係る 換地の計 画及び並 び変更並 びに換地 処分に關 すること。 2 団体営 土地改良 事業に係 る換地に 關すること。 3 交換分 合に關す ること。			
	2 農業農村整 備事業に係 る事業用地 の取得及び 補償に關す ること。						
	3 県営及び団 体営の農業 農村整備事 業（農村計 画課の分掌 事務を除く 。）に關す ること。			1 地区予 算の割当 てに關す ること。			
	4 海岸保全事 業（農林水 産省農村振 興局所管） に關すること。	1 海岸保全 事業長期計 画の策定に 關すること。		1 地区予 算の割当 てに關す ること。 2 海岸法 （昭和3 1年法律 第101 号）第3 条による 海岸保全 区域の指 定、変更 又は廃止 を決定す ること。			
	5 防衛施設周 辺障害防止 事業のうち 農業用施設 に關すること。						
	6 農地及び農 業用施設等 の災害復旧 に關すること。			1 農林水 産業施設 災害復旧 事業費の 庫補助の			

				<p>置るる 施行和 政5年 政5第 15第 号)第 4条に よる 補助 率の 申す る こと。 第4 条の 災事 概及 び旧 復計 画復 災事 業要 計書 を提 出す こと。</p>			
	7 地すべり防 止事業（農林 水産省農村振 興局所管）に 関すること。		<p>1 地すべり防 止区域指定 の指関す ること。 2 地すべり防 止工事計策 をすこと。</p>	<p>1 地すべり等 防止法（昭和 33年法第30 号）第1条の 規定による 工事及び計 画承認すこ と。 2 地すべり等 防止法（昭和 33年政令第 112号）の規 定による行 為を指定す こと。 3 地区予割 算に關すこ と。</p>	1 同法第 18条のよ る行為の 許可をす ること。		
技術 管理 課	1 農業・森林 ・水産土木工 事の検査に 関すること。						
	2 農林水産部						

<p>所管の各種補助事業のうち建築物の検査に関すること。</p>						
<p>3 農業・森林土木工事の設計・積算に関すること。</p>						
<p>4 農業・森林土木技術職員の技術指導・研修に関すること。</p>						
<p>5 農業・森林土木事業に係る電算システムの管理・開発に関すること。</p>						
<p>6 農業・森林土木工事の進行管理システムの管理に関すること。</p>						
<p>7 農業・森林土木工事に係る建設副産物対策に関すること。</p>						
<p>8 農業・森林土木工事に係る評価に関すること。</p>						
<p>9 農業・森林土木工事に係るコストの縮減に関すること。</p>						
<p>10 農業・森林土木工事に係るCALS/E Cの推進に関すること。</p>						
<p>11 地籍調査に関すること。</p>	<p>1 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、地籍調査に</p>	<p>1 同法第6条の規定に基づき、市町村又は土地区画改良区等が行う国土調査を指定すること。 2 同法第6条の3（第1項</p>				

				<p>す 計 画 報 告 事 項 を 報 告 す こ と。</p>	<p>を 除 く 。) の 規 定 に 基 づ き 、 地 籍 調 査 を 公 通 知 す こ と。 同 法 第 3 8 条 に 基 づ き 、 土 地 実 地 調 査 を 行 う こ と。 同 法 第 1 9 条 に 基 づ き 、 土 地 調 査 の 認 証 、 承 認 申 請 を 行 う こ と。</p>			
森 林 局	森 林 整 備 課	<p>1 民有林森林 計画に関する こと。</p>	<p>1 地域森林 計画を策定 すること。</p>	<p>1 地 域 計 画 変 更 関 係 森 林 の 計 画 更 正 事 項 。</p>	<p>1 地 域 森 林 計 画 の 対 照 的 案 内 意 見 申 立 書 等 の 申 立 書 等 関 係 事 項 。</p> <p>2 市 町 村 森 林 計 画 協 同 調 査 調 査 協 同 調 査 事 務 係 の 協 同 調 査 事 務 係 に 関 係 する 事 項 。</p> <p>3 森 林 計 画 調 査 事 務 係 の 調 査 事 務 係 に 関 係 する 事 項 。</p>	<p>1 森 林 計 画 指 導 及 び 援 助 に 関 係 する 事 項 。</p> <p>2 空 中 写 真 測 量 成 果 の 使 用 及 び 複 製 関 係 に 関 係 する 事 項 。</p> <p>3 他 府 県 道 林 画 事 務 係 に 関 係 する 事 項 。</p>		
		<p>2 国 有 林 と 民</p>			<p>1 国 有 林</p>			

	有林との森林計画の調整に関すること。			と民有林との森林計画の調整に関すること。			
	3 森林審議会に関すること。						
	4 森林経営の集約化に関すること。						
	5 森林整備保全事業計画に関すること。						
	6 民有林の造林奨励に関すること。	1 造林事業計画を策定すること。		1 造林事業年度計画及びその変更をすること。 2 造林事業の推進及び指導に関すること。 3 分収造林の推進及び指導に関すること。			
	7 林業用種苗に関すること。			1 苗木生産指導に関すること。 2 林業用種苗需給調整に関すること。 3 林業用種苗畑品評会開催に関すること。 4 種苗団体の指導に関すること。 5 公営種子採育事業に関すること。 6 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1	1 林業用種苗養成状況を調査すること。 2 林業用種苗得苗調査すること。 3 林業用種苗需給不足を調査すること。 4 林業用種苗需給計画による移出入実績を調査すること。 5 種子結実の状況を調査すること。 6 きゅう果の採取状況を調		

				<p>項の規 定 にり育 若 種母樹は 育 しくは 育 種母樹は 林 又母樹は 通 母樹は 普 くは 通 母樹は 通 指 定 同 法 条 第 の 規 の 定 よ 指 の 定 解 除 し、 及 同 法 第 3 条 第 定 種 穂 取 取 し、 並 に、こ れ の 処 分 し、た こ を、公 示 るこ と。 7 生 産 事 業 者 の 講 会 に 関 習 す 施 る こ と。 8 生 産 事 業 者 の 登 の 公 示 録 と。 関 する こ 9 林 木 品 種 改 良 事 業 に 関 する こ と。</p>	<p>査 する こと。 と。</p>		
8	民有林の間伐促進に関すること。						
9	県有林地の取得、交換、譲与及び地上権設定に関すること。						
10	県有林の造成、処分及び伐採跡地検査に関すること。			<p>1 新植事 業及び 有事業 画（附 施設を 策と。 森 林保</p>	<p>1 伐採跡 地検査に 関すること。</p>		

				加入契約を締結すること。 3 林産物の計画外処分をすること（評価額100万円未満のものを除く。） 4 立木等売払の延納利息を決定すること。			
1 1 県有林の管理に関すること。				1 県有林の経営計画を策定及び実施すること。 2 県有林の保全に関すること。			
1 2 林業公社に関すること。	1 林業公社に対する森林整備資金を貸し付けること。 2 林業公社に対する農林漁業資金の債務保証をすること。						
1 3 森林病害虫等に関すること。							
1 4 林業技術の普及及び指導に関すること。				1 林業普及指導方針及び林業普及指導事業の実施計画に関すること。 2 普及指導職員の設置に関すること。			
1 5 森林局長に関すること。							

	と。						
林業振興課	1 流域森林・林業対策に関すること。						
	2 林業・木材産業振興施設等整備事業に関すること。			1 林業・木材産業振興施設等整備事業の策定に関すること。	1 林業・木材産業振興施設等整備事業の指導に関すること。		
	3 特用林産物及び樹芸林業に関すること。	1 特用林産物に関する振興策を策定すること。	1 特用林産物の生産、加工及び流通の計画を策定すること。 2 樹芸林業の計画を策定し、実施すること。	1 特用林産物の生産、加工及び流通の指導に関すること。 2 特用林産物需給調報の実績及び調査報告をすること。			
	4 林業担い手対策に関すること。	1 林業担い手の育成に関する計画を策定すること。		1 林業労働安全衛生に関する普及啓発を行うこと。 2 林業従事者及び後継者の育成を行うこと。			
	5 林道に関すること。	1 林道整備計画を決定すること。	1 林道の目的変更等をすること。				
	6 県産材の利用推進に係る企画及び調整に関すること。						
	7 県産材の販路拡大に係る計画の策定及び県産材の宣伝に関すること。						
	8 木材業者及び製材業者の指導及び育成に関すること。						

森林保全課

1 保安林に関する
こと。

1 森林昭6律4)511から号の林要内すの限る。大限「保安林」の指及び除林大臣請こ重も限る。同法511から号の林要以流にる。)同2第第14から1で安

1 大臣権限の指及び農大臣請と決該もく。2 知限の指及び係告るこ(部室)長専にる除。3 保の業変更す。4 予に行為にこ保指解るにこ。6 施設の指及び

1 大臣権限の指及び係通告知告るこ。2 知限の指及び係告るこ。3 の償にこ。4 安定除水へるこ。5 積をる。大臣権限の指及び係通告知告るこ。知限の指及び係告るこ。保の損にこ。特安定除水へるこ。皆の公こ。

			<p>「知限 下事保 安林」 い)) の指。定 及び解 除に係 る予定 示をこ す(重 も限 る。な に)。法 3同。8 第条規 定に基 づく監 督をこ す。</p>			
2	林地開発行為に関する事 と。		<p>1 森林 法第1 02条の 2に規 定する 民有 林にお ける開 発行為 の許可 を(重 も限 る。な に)。法 03同 第条の 1に基 づく監 督をこ す。</p>	<p>1 同法第 10条の 2に規 定する 民有 林にお ける開 発行為 の許可 を(部 室)事 当の 長項に する除 く。)</p>	<p>1 同法第 10条の 2に規 定する 民有 林にお ける開 発行為 の許可 を(本 県)審 議問の 限る。 (森 林会 へた に限 る。)</p>	
3	治山事業に関する事 と。	<p>1 治山事業 の基本 計画を 策定す ること。 2 地すべ り防止 区域の 指定に 関する こと。</p>	<p>1 治山の 事業計 画を決 定すこ と。</p>	<p>1 単県治 山事業 の承認 に關す ること。 2 山地災 害報告 に關す ること。 3 地すべ り防止 工</p>	<p>1 治山事 業の箇 別計画 決定及 び設計 に關す ること。 2 同法第 18条の 1によ る行為</p>	

				<p>4 事基本計画に關すこと。地すべり等防止法の第11条の規程による設計及び計画を承認すること。</p> <p>5 林地荒廢防止災害復旧計画に關すこと。</p>	許可に關すること。		
		4 森林公園の整備等に關すること。					
		5 森林の公有化に關すること。					
		6 緑化の普及及び啓発に關すること（都市の緑化に關することを除く。）。					
		7 入会林野等整備事業に關すること。	1 入会林野等整備計画の公告に關すること。		1 入会林野等整備の指導に關すること。		
水産局	水産振興課	1 水産技術の普及及び指導に關すること。					
		2 沿岸漁業の構造改善に關すること。			1 漁業経営構造改革の事業の策定に關すること。		
		3 水産物の流通に關すること。					
		4 栽培漁業の推進に關すること。			1 栽培漁業基本計画に關する		

<p>5 資源管理型漁業の推進に関すること。</p>			<p>こと。 1 資源管理計画の策定に関すること。</p>			
<p>6 内水面漁業の振興に関すること。</p>			<p>1 内水面漁業振興計画の策定に関すること。</p>			
<p>7 養殖業の振興に関すること。</p>		<p>1 持続的養殖生産保法(平成11年法律第51号)第8条の規定による特定の疾病の延止すること。</p>	<p>1 同法第4条による漁場改善計画の策定に関すること。 2 同法第7条による勧告に関すること。</p>			
<p>8 漁場環境の保全に関すること。</p>						
<p>9 漁業法(昭和24年法律第267号)の施行に関すること。</p>		<p>1 漁場計画策定に関すること。</p>	<p>1 漁業の免許に関すること。 2 漁場計画に関すること。 3 漁業登録に関すること。 4 漁業権変更に関すること。 5 漁業権行使に関すること。 6 同法第67条に基づく命令に関すること。 7 漁業監督吏員の任免に関すること。</p>	<p>1 漁場調査及び管理に関すること。 2 免許漁業原簿(抄本)の交付に関すること。 3 漁業調整に関すること。 4 同法に基づく許可及び変更に関すること。 5 漁場内の岩礁の破砕等に関すること。 6 つきい</p>		

			すること。 8 司法警察の指 察員協議に 関すること。 9 漁業の違 反政処分に 関すること。	の設置の 関に 7 特別採 捕の許 可に 8 特別養 殖の承 認に 9 漁業許 可証の 交換に 10 漁業 許可証 の再交 付に 関す と。	
10 漁船及び 遊漁船業に 関すること。				1 漁船法 (昭和2 5年法 律第1 78号)に 基づく 漁船の 建造、 改造及 び許 転用の 漁船 の新規 登録及 び検 認並び に漁船 登録簿 の交付 並びに 漁船規 則に基 づく漁 船登録 票の交 付に 関す (広域 本部 事務を 除く)。 2 漁船に 係る指 定及び 検認の 関す と。	

					<p>3 漁船建造等に関する報告にすること。</p> <p>4 小型漁船の総トン数の測定に係る証明書及び報告に関すること。</p> <p>5 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）に基づく遊漁船業者の登録、業務主任者講習、遊漁船業団体の報告及び立入に検査等に関すること（広域分掌に係るものを除く。）。</p>		
	1 1 海面利用に関すること。						
	1 2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。			1 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の指導に関すること。			
	1 3 漁業取締事務所に関すること。						
	1 4 水産局長に関すること。						
漁港	1 漁港に関すること。	1 漁港指定に関すること	1 漁港区域の	1 事業施行及び事	1 同法第39条第		

漁場整備課

と。

変更に関する
変更すること。

- 1 計画の変更と。
- 2 海岸保全区域の変更又は廃止すること。
- 3 漁港整備計画の策定すること。
- 4 漁港及び海岸災害状況を報告すること。
- 5 漁港施設関係復旧事業の単価承認をすること。
- 6 漁港及び海岸災害復旧事業の調査申請をすること。
- 7 漁港及び海岸災害復旧事業の申請承認をすること。
- 8 漁港及び海岸災害復旧事業の負担金を示すこと。
- 9 漁港災害復旧事業の負担金を通知すること。

- 1 項、第3項及び第8項に基づく許可、協議、許可の停止、条件及び命令によること。
- 2 項、第6項及び第8項に基づく許可、協議、許可の停止、条件及び命令によること。
- 2 項、第6項及び第8項に基づく許可、協議、許可の停止、条件及び命令によること。
- 3 項、第6項及び第8項に基づく許可、協議、許可の停止、条件及び命令によること。

				10 漁港整備法（昭和25年法律第137号）に基づく許可に關すること（課（センター）専決事項に該するものを除く。）。		
2 漁港に係る公有水面に關すること。		1 公有埋立法（大正11年勅令第43条）の規定に基づく可る区域における水立許ること。	1 漁港区域における水面の免す（同令第32条に係るを除く。）。 2 漁港区域における水面の功すこと。	1 漁港区域における水面に係る区域の縮小、設計の変更しゅん功の延長の可ること。 2 漁港区域における水面に係る区域の縮小、設計の変更しゅん功の延長の可すること。		
3 海岸及び漁港の美化に關すること。						
4 沿岸漁場の整備に關すること。				1 沿岸漁場整備開の策定すること。 2 沿岸漁場整備開の年度別実施計画及び變更に關		

				す る こ と。				
8 土木部								
局	課	分掌事務	知事決裁事項	部（公室）部長専決事項	部内局長専決事項	課（センター）長専決事項	備考欄に定める役員専決事項	備考
	監理課	1 土木部各課及び出先機関所属職員の人事手続並びに土木部各課の事務費の経理に関する事。						
		2 土木施策の企画調整に関する事。						
		3 建設業に関する事。		1 建設業法（昭和24年法律第10号）第19条第1項に基づき発給すること。 2 同法第8条に基づき建設者示及業止すること。 3 同法第9条に基づき建設の消滅を消すこと。 4 同法第1条に基づき建設	1 同法に基づく建設業の許可更新すること。	1 同法第3条に基づく業者の申請係書を進捗すること。 2 同法第27条に基づく経営審査すること。 3 同法第31条に基づく入査すること。 4 同法第27条に基づく建設業者団体へ求めると。 5 建設業の育成に関すること。 6 建設統計の収集及		

				業 者 に 対 登 録 し の 取 消 し 又 は 事 業 の 停 止 を す る こ と。	37条第1項に基づく徴収及び立入検査に関すること。		
	6 建設工事の請負契約に関すること。	1 建設業者の格付け基準の決定及び資格審査をすること。					
	7 測量法（昭和24年法律第188号）に関すること。				1 同法第14条に基づく基本測量の公表の公示に関すること。 2 同法第24条に基づく測量標の移転の請求の国土院の長への進達に関すること。		
	8 建設工事紛争審査会及び建設業審議会に関すること。						
	9 土木部長室に関すること。						
用地対策課	1 土地収用に関すること。	1 土地収用法（昭和26年法律第219号）第17条第2項の規定に基づき、事業の認定をすること。		1 事業認定申請書の欠陥の補正等に関すること。 2 同法第11条の規定に基づき、立入りを許可すること。 3 同法第14条の規定に基づく試掘等の許可	1 事業認定申請書を縦覧すること。		

				をすること。			
	2	土木事業用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。					
	3	公有地の拡大の推進に関すること。					
	4	国土交通省所管の他課に属しない国有行政財産の管理に関すること。					
	5	収用委員会に関すること。					
	6	熊本県事業認定審議会に関すること。					
土木技術管理課	1	土木工事の検査に関すること。					
	2	土木工事の設計基準に関すること。					
	3	土木工事の施行方法の改善に関すること。					
	4	土木技術職員の技術指導に関すること。					
	5	土木工事の実施管理に関すること。					
	6	土木工事に係る積算システム、工事進行管理システム及び電子納品に関すること。					
	7	CALS／EC（公共事業支援統合情報システム）に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。					
	8	熊本県建設技術センターに関すること。					

		9 土木工事に係る建設副産物対策に関すること。					
		10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に關すること（廃棄物対策課、監理課及び建築課の分掌事務を除く。）。			1 同法第15条の基別規定に基づく解体等の変更措置に關すること。		
道路都市局	道路整備課	1 道路に係る施策の企画、総合調整及び推進に關すること。					
		2 高規格幹線道路及び地域高規格道路に關すること。					
		3 道路公社に關すること。					
		4 道路の建設に關すること（道路の新設及び改良並びに橋梁の修繕に關することに限る。ただし、交通安全施設の整備に關することを除く。）。					
		5 道路都市局長に關すること。					
	道路保全課	1 道路の管理に關すること。	1 県道の路線の認定、変更及び廃止を行うこと。		1 道路法（昭和27年法律第180号）第19条の規定により県界地に係る道路の管理の方法を、同法第54条の規定によりその費用負担を定めること。	1 道路法第18条の規定により道路の区域の決定、区域の変更及び開始を行うこと並にそれらに關する告示をすること。	

			により 転車 道路 指等 う定 こ と 8 同 7 1 2 項 定に 監督 を行 と 9 同 7 1 4 項 定に 道路 員監 を理 と免 1 0 同 第 9 の 4 規 条 定に より 物 不 還 用 を 返 行 う こ と 1 1 車 制 輛 限 令 (昭 和 3 年 6 政 第 令 2 6 5 号) の 施 行 関 する 道路 の 指 定 行 を う こ と 1 2 電 共 線 整 溝 関 等 別 特 措 置 法 (平 成 7 年 3 法 9 律 第 3 3 条) の 規 定 定 によ り 電 線 共 同 溝 を 整 備 す べ き 道路 の 指 定 行 を う こ と 1 同 8 法 項 第 に 3 見 項 を 規 決 定 意 定 を		
2 道路整備特 別措置法（昭 和31年法律 第7号）に関 すること。	1 同法第3 条第3項の 規定により 協議に応 じ、又は同		1 同法第3 条第3項の 規定により 見		

	意を行うこと。 2 同法第16条の規定により同意を行うこと。		し、又は同行すること。 2 同法第17条の規定により同意し、又は同行すること。			
3 軌道に関すること。			1 軌道法の規定による大臣の権限を都道府県に委任する政令（昭和28年政令第257号）に基づき行うこと。			
4 道路運送法（昭和26年法律第183号）に関すること。				1 同法第91条に規定する決意を決定すること。		
5 道路の美化に関すること。						
6 国有財産に関すること（道路法の道路敷及び法定外公共物の里道に限る。）。						
7 道路の維持に関すること。			1 道路法第46条第1項の規定により異常気象時等における通行規制の指図を行うこと。	1 道路パトロール実施計画を決定すること。 2 道路通行規制の報告に関すること。		
8 道路の建設に関すること（道路整備課の分掌事務に係るものを除く。）。						

規定に基
 づき、都
 市計の画
 設の区域
 内の土地
 で建築の
 許可をし
 ないこと
 ができな
 い区域を
 指定する
 こと。
 6 同法第
 59条第
 1項に基
 づき、市
 町村の都
 市事業を
 画認可す
 ること。
 7 同法第
 59条第
 5項に基
 づき、国
 機関、都
 道府県及
 び市町村
 以外者計
 画事業を
 画認可す
 ること。
 8 同法第
 63条第
 1項に基
 づき、事
 業画の変
 更を認可
 すること。
 9 同法第
 81条に
 基づく監
 督処分を
 行うこと
 (代執行
 を除く。
)。

10 都市
 計画法施
 行規則
 (昭和4
 4年建設
 省令第4

				9号) 第 13条に 規定す る都市 計画の 軽易な 変更を するこ と。			
	2 街路事業に 関すること。						
	3 土地区画整 理事業に 関すること。			1 土地区 画整理法 (昭和2 9年法律 第119 号) 第4 条の規定 に基づ き、個人 の土地区 画整理業 の施行を 認可す ること。 2 同法第 10条第 1項の規 定に基づ き、個人 の土地区 画整理業 の施行に あつては 、若し規 約事項の 変更を認 可すこと。 3 同法第 11条第 4項の規 定に基づ き、個人 の土地区 画整理業 が数人共 同して行 うる土地 区画整理 事業にお いて、規 約に認め ること。 4 同法第 13条第	1 同法第 11条第 7項に基 づく、新 たな氏名 又は住所 及び並 行者とな った氏名 又は住所 の届出を 受理す ること。 2 同法第 20条第 1項に基 づく、施 行区域を 管轄する 市長に、 事業の概 況を縦覧 せしめ、 同法第3 9条第2 項に定め る場合 を含む。 3 同法第 29条第 1項に基 づく、理 事及び住 居の届出 を受理す		

<p>1 項の規 定に基 き、個 施行者 土地の 整理業 の廃止 は終了 はつこ 可とする こと。</p> <p>5 同法第 14条の 規定に 基づき 組合を 認可す ること。</p> <p>6 同法第 20条の 規定に 基づき 意見を 審査し 、申請 をたし 、事業 計画に 修正を 命じ、 又は書 意採択 を認め る旨を 通知す ること。</p> <p>7 同法第 39条の 規定に 基づき 、定款 の変更 は事業 計画を 認可す ること。</p> <p>8 同法第 39条の 規定に 基</p>	<p>4 同法第 51条第 8項の 規定に 基づき 、施行 区域を 管轄す る市町 村に、 及び計 画の縦 横を認 可する こと。</p> <p>5 同法第 51条第 10項の 規定に おいて 、準用 する場合 を認可 すること。</p> <p>5 同法第 55条第 1項の 規定に 基づき 、事業 計画を 縦横に 認可す ること。</p> <p>6 同法第 55条第 1項の 規定に 基づき 、市町 村の計 画を受 けるこ と。</p>	<p>と。</p> <p>第51条第1項に、区、市、町、村、を管轄する市町村に、及び計画の縦横を認可すること。</p> <p>第51条第10項の規定において、準用する場合を認可すること。</p> <p>第55条第1項の規定に基づき、事業計画を縦横に認可すること。</p> <p>第55条第1項の規定に基づき、市町村の計画を受けること。</p>
--	---	---

見査可し対計要をこ命はに見すをい出にる
 意審認請に業必修正を又書意採必要を提出にる
 をを、申者事に画な加とじ、見係をる認旨し通知す
 き書しをたし画な加とじ、見係をる認旨し通知す

9 4 4 定き、徴賦の等処可と。
 同法第45条の基組散す
 同法第49条に基組算承認す
 同法第51条第1項の基区面社及計可こ

と。
 1 3 同 法 条 第 3 項 第 1 項 第 8 項 の 規 定 に 基 づ き、 意 見 査 閲 可 認 可 し、 申 請 し、 申 請 者 対 及 計 画 必 要 を 修 正 を 命 じ、 又 は 意 見 採 択 を 認 め、 意 見 書 を 提 出 し、 通 知 す。
 1 4 同 法 条 第 1 0 項 第 1 項 に 基 づ き、 区 画 社 会 準 規 準 業 変 更 可 認 可 と。
 1 5 同 法 条 第 1 0 項 第 2 項 に 基 づ き、 意 見 査 閲 可 認 可 し、 申 請 し、 申 請 者 対 及 計 画 必 要 を 修 正 を 命 じ、 又 は 意 見 採 択 を 認 め、 意 見 書 を 提 出 し、 通 知 す。

すをい出にる
 採をい出にる
 必要を提出する
 めを提出する
 認めを提出する
 旨を提出する
 しを提出する
 通を提出する
 こを提出する

16 同法第51条第1項の1項に基き、区画整理のし割画社す区事業部は譲譲認可こと。

17 同法第51条第1項の1項に基き、区画整理の画業又はにつ認可こと。

18 同法第52条第1項に基き、施行規程及び事業計画を、又は事業に定める計に国土大

を受け、若しくは町の概要を認可すること。

19 同法第5条第4項の規定に基づき、本計画の事業について修正を加え、意見を提出し通知すること。

20 同法第5条第4項の規定に基づき、本計画の事業について修正を加え、意見を提出し通知すること。

21 同法第5条第1項の規定に基づき、事業計画の概要の変更について、国土交通大臣の

を受け、又は町の概要の変更を認可すること。同法第71条第2項の規定に基づき、市が設けた地方供給住宅公社が施行及び事業認可すること。同法第71条第3項の規定に基づき、意見を審議し、申請し、申請者に対し施行及び事業に必要な修正を命じ、意見を採択する旨を通知すること。同法第71条第3項の規定に基づき、市が設けた住宅供給住宅公社が施行及び事業認可すること。同法第71条第3項の規定に基づき、意見を審議し、申請し、申請者に対し施行及び事業に必要な修正を命じ、意見を採択する旨を通知すること。同法第71条第3項の規定に基づき、市が設けた地方供給住宅公社が施行及び事業認可すること。同法第71条第3項の規定に基づき、意見を審議し、申請し、申請者に対し施行及び事業に必要な修正を命じ、意見を採択する旨を通知すること。

2 2

2 3

2 4

施又計更す
 の程業変可と。法条1規
 社の業の認こ。同法条1規
 行規事の認こ。同法条1規
 は事の認こ。同法条1規
 画を認こ。同法条1規
 25第73項の基
 の53項の基
 定に、意
 き書を、審
 書を、認
 しを、申
 をを、請
 たし、業
 し、事
 画に必
 な修
 加を
 とを
 じ、命
 意、又
 係、見
 を採
 る必
 認め
 旨を
 し提
 通者
 こす
 と。に
 26第76条の基
 第4項の基
 規つき、同
 づ第1項
 条及び第3
 項の規
 に違
 た反
 し、土
 の原
 復等
 じを
 と。命
 27第86条の基
 第1項の基
 規つき、換
 づ地計
 定を
 は換
 画地
 を計
 と。可
 28同法

第 9 7 条
第 1 項の基
規 定に換
づ き、画
地 計 画の
変 更につ
い て認
可 するこ
と。

2 9 同 法
第 1 2 3
条の規 定
に 基 づ
き、個 人
施 行 者、
区 画 整 理
会 社 又 は
市 町 村 対
し て、報
告 等 の 提
求 を 求
め、又 は
勸 告 等 を
す るこ
と。

3 0 同 法
第 1 2 4
条の規 定
に 基 づ
き、個 人
施 行 者 の
施 行 す る
土 地 区 画
整 理 事 業
に つ い て
監 督 す る
こ と。

3 1 同 法
第 1 2 5
条の規 定
に 基 づ
き、組 合
の 施 行 す
る 土 地 区
画 整 理 事
業 に つ い
て、監 督
す るこ
と。

3 2 同 法
第 1 2 5
条の 2 の
規 定 に 基
づ き、区 画
整 理 会 社
の 施 行 土
地

<p>4 市街地再開 発事業に關 すること。</p>	<p>区画整理 事業につ いて、監 督するこ と。</p>	<p>1 都市再 開 発 法 (昭 和 4 4 年 法 律 第 3 8 号) 第 7 条 の 9 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 個 人 施 行 者 の 施 行 を 認 可 す る こ と。 2 同 法 第 7 条 の 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 個 人 施 行 者 の 規 準 若 し く は 規 約 又 は 事 業 計 画 の 変 更 を 認 可 す る こ と。 3 同 法 第 7 条 の 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 個 人 施 行 者 の 施 行 動 態 の 変 更 に 伴 う 規 約 を 認 可 す る こ と。 4 同 法 第 7 条 の 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 個 人 施 行 者 の 選 任 審 査 委 員 を 認 可 す る こ と。 5 同 法 第 7 条 の 2 項 第 1 項</p>	<p>1 同 法 第 7 条 の 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 新 た に 施 行 者 と し た 者 の 氏 名 又 は 姓 名 及 び 住 所 に 施 行 者 と し た 者 の 氏 名 又 は 姓 名 を 出 す る こ と。 2 同 法 第 1 6 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 地 区 及 び 管 轄 市 町 村 長 事 業 を 公 衆 の 利 便 を 図 る 為 め に 同 法 第 3 8 条 第 2 項 第 3 項 及 び 同 法 第 5 8 条 第 4 項 の 規 定 に 準 じ て 用 意 す る 場 合 を 含 む。 3 同 法 第 2 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 組 合 長 及 理 事 長 及</p>
------------------------------------	---	--	---

<p>の規に 基づき、 個人の行 業者の事業 終了を認 可す。こ と。同法第 6 1 1 条の 規定に基 づき、組 合の設立 等を認 可す。こ と。同法第 7 1 6 条の 規定に基 づき、意 見書、を 審査認 可し、申 請し、申 請者に対 し、事業 計画に必 要な修正 を加え、 命じ、又 は、見書 意見を見 採択すを 認めない 旨を提出 した者に 通知す。こ と。同法第 5 3 2 項の 規定に準 用する。含 む。）。同 法第8 3 1 項の規定 に基き、 又は、計 画は、本 方針を 認可</p>	<p>び住所の 届出を 受理す。こ と。同法第 4 5 3 条の 規定に基 づき、事 業計画に 供すること （同法第 5 6 条の 規定に準 用する場合 を含む。）。 同法第 5 6 6 条の 規定に基 づき、土 地の形質 の変更、 建築物の 新築、修 繕、増築 等をする こと。同 法第8 3 1 項の規定 に基き、 権利の変 換、縦覧 に供す。こ と。同法第 5 3 2 項の 規定に準 用する。含 む。）。同 法第1 1 0 条の規定 に準用す る。含む。）。</p>
--	---

委員承認と。同法第50条第1項の基に、再発事を認すこと。同法第51条第1項の基に、規程及び事業計画を、又は業計の概要について国土交通大臣の認可を受け、若しくは市町村の概要を認すこと。同法第56条の基に、事業計画の概要について国土交通大臣の認可を受け、若しくは市町村の概要を認すこと。同法第57条第4項

1 8

1 9

2 0

2 1

規定に基
 づき、市
 街地再開
 発審査会
 の委員を
 任命する
 こと。
 2 2 同 法
 第 5 8 条
 第 1 項前
 段の規定
 に基 づ
 き、市 の
 みが設 立
 した地 方
 住宅供給
 公社の施
 行規程及
 び事業計
 画を認可
 すること。
 2 3 同 法
 第 5 8 条
 第 1 項後
 段の規定
 に基 づ
 き、市 の
 みが設 立
 した地 方
 住宅供給
 公社の施
 行規程及
 び事業計
 画の変更
 を認可す
 ること。
 2 4 同 法
 第 6 0 条
 第 1 項に
 規定に基
 づき、占
 他人の土
 有地に測
 等に立ち
 入り、又
 立ち入り
 を許可す
 ること。
 2 5 同 法
 第 6 1 条
 第 1 項の
 規定に基
 づき、障
 害物、の
 伐及 び

掘い可
試つこ
のにつ
地等に
等て、
すると
と。

2 6 同 法
第 6 6 条
第 1 項 の 基
規 定 に 基
づ き、 土
地 の 形 質
の 変 更 又
は 建 築 物
の 他 の 物
の 工 作 物
の 新 築 等
を 許 可 す
こ と。

2 7 同 法
第 6 6 条
第 4 項 の 基
規 定 に 基
づ き、 同
条 第 1 項
及 び 第 3
項 の 規 定
に 違 反 し
た 者 対 地
の 原 状 回
復 等 を 命
じ る こと。

2 8 同 法
第 7 2 条
第 1 項 の 基
規 定 に 基
づ き、 国
土 交 通 大
臣 の 認 可
を 受 け 利
面 変 換 計
画 を 定 め
、 若 し く
は 個 人 施
行 者、 組
合、 再 開
発 会 社、
市 町 村
の 又 は 市
設 地 立
方 住 宅 公
給 社 の 利
権 変 換 計
画 を 許 可
す こと。

第72条の
第4項のお
規定に準用
いする場合
すを含む。)

29 同法
第83条の
第3項の基
規定に基市
づく、再開
街地、再開
発審査会
の議に見
り、意見を
書を審査
し、権利
変換計画
に必要加
修正をは
え、見書
意係る採
をる必要
認めない
認旨を意
書し提出
し通知する
こと(同法
第83項及
第118条
の110に
規定に準
用する場合
を含む。)

30 同法
第99条の
第3項の規
定に基づく
き、個人
施行者、再
組開発会
社、市町
村又は市
のみに設
立した地
方住宅公
給特定建

者の決定承認を承る（同法第99条第5項の規定において準用する場合を含む。）。

3 1 同法第111条の規定に基づき、施行地建設に地上権が設定されないとし、権利変換計画を定めると。

3 2 同法第112条の規定に基づき、個人施行者、は組合又は会社再開の事業代行決定をすること。

3 3 同法第114条の規定に基づき、市町協議して、当該市町村長を代行者に定めると（同法第113条第2項の規定において準用する場合を含む。）。

3 4 同法

第118条の16項に基き、国土交通大臣の認可を受け、管理計画を定め、又は再開発会社、又は市の設立した地方公共団体の認可を受けること（同法第118条の16項において準用する場合を含む。）。

35 同法第118条の130項に基き、再開発事業の開始を決定すること。

36 同法第124条に基き、個人、施行者、再開発会社又は市町村に対し、報告等の提出を求め、告等を行うこと。

37 同法

				<p>第124 条の2の 規定に基 づく、個 人施行者 を監督す ること。 38 同法 第125 条の規定 に基づ き、組 合を監督 すること。 39 同法 第125 条の2の 規定に基 づく、再 開発会社 を監督す ること。 40 同法 第126 条の規定 に基づ き、市町 村を監督 すること。 41 同法 第129 条の2の 規定に基 づく、再 開発事業 計画を認 定すること。</p>			
5	駐車場法 (昭和32年 法律第106 号)の施行に 関すること。						
6	熊本県都市 計画審議会に 関すること。		1 審議 会の幹 事命に 関する こと。				
7	熊本駅周辺 整備事務所に 関すること。						
8	景観公園室 に関するこ と。						
	(1) 景観 行政、環境						

	緑化及び公園に係る策調整に關すること。						
	9 鉄道高架推進室に關すること。						
	(1) 熊本駅周辺地域の鉄道施設の高架化及び都市基盤の整備に關する事業の調整に關すること。						
下水環境課	1 下水道に關すること。			1 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2第1項の規定に基き、流域別下水道整備総合計画を定め、同法第2条第7項により国土交通大臣に協議する（同法第2条の2第9項において準用する場合を含む。）。	1 下水道法第2条の2第6項の規定に基き、流域別下水道整備総合計画を定め、関係市町村の意見を聴くこと（同法第2条の2第9項において準用する場合を含む。）。		
			2 同法第3条第2項の規定に基き、関係市町村と協議し、公共下水道の設置等を行うこと。	2 同法第2条の2第7項の規定に基き、流域別下水道整備総合計画を定めるとき、関係市町村の意見を聴くこと（同法第2条の2	2 同法第2条の2第7項の規定に基き、流域別下水道整備総合計画を定めるとき、関係市町村の意見を聴くこと（同法第2条の2		
			3 同法第	3 同法第	2 同法第2		

								<p>4 条の基 項に事 業の協 議の関 と第4 6項に おいて する含 む。)</p> <p>4 同法第 4条の規 定に基 づき、事 業計画を 国土交通 大臣に出 すこと (同法第 4条にお いてする 場合を 含む。)</p> <p>5 同法第 25条第 3項の規 定に基 づき、事 業計画を こ法第 25条第 7項に おいて する含 む。)</p> <p>6 同法第 25条第 3項の規 定に基 づき、事 業計画を 国土交通 大臣に 協議す ること (同法第 25条第 3項に おいて する場 合を</p>	<p>2 定く 計画に こ法第 25条第 2項に おいて する含 む。)</p> <p>4 同法第 4条の規 定に基 づき、事 業計画を 国土交通 大臣に出 すこと (同法第 6条にお いてする 場合を 含む。)</p> <p>5 同法第 25条第 1項の規 定に基 づき、事 業計画を こ法第 25条第 3項に おいて する含 む。)</p> <p>6 同法第 25条第 2項の規 定に基 づき、事 業計画を 国土交通 大臣に 協議す ること (同法第 7条にお いてする 場合を</p>	<p>3 同法第 25条第 2項の規 定に基 づき、市 町村域 下流域 の設置 等を行 うこと とする。</p> <p>4 同法第 25条第 3項の規 定に基 づき、事 業計画を 市町村 の意見 を聴く (同法第 25条第 3項に おいて する場 合を 含む。)</p> <p>5 同法第 25条第 9項の規 定に基 づき、他 の施設 等と協 議して、 共用の 暗渠等 の設置 を定める こととする。</p> <p>6 同法第 25条第 10項に おいて する同 法第5 の</p>	<p>に、る含 む。)</p> <p>第25条第 2項に おいて する含 む。)</p> <p>第25条第 3項に おいて する含 む。)</p> <p>第25条第 9項の規 定に基 づき、他 の施設 等と協 議して、 共用の 暗渠等 の設置 を定める こととする。</p> <p>第25条第 10項に おいて する同 法第5 の</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	--	--	--

								<p>含む。)。第 7 同法第5 2 5条の項 3 第5項に の規に基づ 基き、画交 事業計面 を国土に 通大臣出 届けと(同 法第25条 7 第3第 7 項にお いて準用 す場合 を含 む。)。第 8 同法第 2 6条第 2 項の規 定に基 き、関係 市町村と 協議し て、都市 下水路の 設置等 を行うこ と。第 9 同法第 3 7条第 1 項の規 定に基 き、公 下水道 等 に 対し、工 事又は 維持管 理に必 要な指 示を す と。同 1 0 同法 第37条 第2項の 規定に 基 づ き、都 市 管 理 者 に 対 し、 該 水 路 の 改 善 を こ と。同 1 1 同法 第37条</p>	<p>に基 づ き、 設 造 す る の は 設 計 に 止 る こ と。 7 同法 2 5条 1 0に お い て 同 法 第 1 3 条 第 1 項 に 基 づ き、 水 を 査 し こ と。 8 同法 2 5条 1 0に お い て 同 法 第 1 8 条 に 基 づ き、 損 傷 を 必 ず し て 負 担 せ る こ と。 9 同法 3 2条 第 1 項 に 基 づ き、 他 人 の 地 に 入 り を す と。 1 0 同法 第39条 及 び 第 9 条 の 規 定</p>	<p>づ 定 構 関 面 又 施 置 の 廢 命 と。 第 2 5 条 に お い て 同 法 第 1 3 条 の 基 排 等 檢 査 と。 第 2 5 条 に お い て 同 法 第 1 8 条 に 基 づ き、 損 傷 を 必 ず し て 負 担 せ る こ と。 第 3 2 条 第 1 項 に 基 づ き、 他 人 の 地 に 入 り を す と。 同 法 第 3 9 条 第 3 2 に</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

			<p>の 2 の規 定に基 き、構 造の改 善又 は下 水の 排 除を 命 ず る こ と。</p> <p>1 2 同 法 第 3 8 条 の規 定に 基 づ き、 監 督 等 を と （ 行 政 代 執 行 を 除 く ）。</p> <p>1 3 過 疎 地 域 自 立 促 進 特 別 措 置 法 第 1 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 公 共 の 下 水 道 幹 線 管 の 設 置 を 行 う こ と。</p>	<p>づ き、 水 者 報 取 こ と。</p> <p>基 づ き、 公 道 管 理 等 か ら 徴 告 す と。</p>	
2 農 業 集 落 排 水、漁 業 集 落 排 水 そ の 他 集 落 排 水 事 業 に 関 する こと。			<p>1 計 画 策 定 に 関 す る こ と。</p> <p>2 新 規 採 択 地 区 の 申 請 に 関 す る こ と。</p>	<p>1 新 規 採 択 地 区 の 関 連 事 務 に 関 す る こ と。</p> <p>2 地 区 予 算 の 割 り 当 て に 関 す る こ と。</p>	
3 浄 化 槽 に 関 す る こと。			<p>1 浄 化 槽 法 第 5 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 指 定 機 関 を 指 定 す る こ と。</p> <p>2 熊 本 県 浄 化 槽 保 守 点 検 査 業 者 の 登 録 事 務 に 関 す る こ と。</p> <p>（ 昭 和 6 0 年</p>	<p>1 同 条 例 第 2 条 第 1 項 及 び 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 浄 化 槽 保 守 点 の 検 査 業 者 の 登 録 事 務 に 関 す る こ と。</p> <p>2 同 条 例 第 6 条 第 1 項 及 び</p>	

				<p>熊本県条例第43号)第11条第1項に基づき、浄化槽業者の取扱いを命ずる。</p>	<p>第7条の基化点の受入と。同条第13項に規定に基づき、浄化槽業者の報告徴立を。</p>		
		<p>4 生活排水対策の企画及び調整に関する事。</p>	<p>1 熊本県生活排水対策の策定に關すること。 2 熊本県生活排水処理施設の整備に關すること。</p>	<p>1 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条第1項の規定に基づく生活排水重点地域の指すこと。</p>			
河川港湾局	河川課	<p>1 河川に関する事。</p>	<p>1 河川法(昭和39年法律第67号)第5条の規定に基づき、2級河川を指すこと。 2 同法第16条の規定に基づき、河本方を定すこと。</p>	<p>1 同法第16条の規定に基づき、河川の整備をこ 2 同法第22条の規定に基づき、洪水に</p>	<p>1 同法第6条の規定に基づき、区域を定すこと。 2 同法第23条の許可(特定利係を除く)を。</p>	<p>1 同法第17条の規定に基づき、兼物管をこ 2 同法第88条の規定に基づき、可たな者の</p>	

	<p>緊急措置の取組むこと。同法第5条の川指すこと。同法第6条の川指すこと。同法第3条の川指すこと。同法第4条の川指すこと。同法第5条の川指すこと。同法第6条の川指すこと。同法第7条の川指すこと。同法第8条の川指すこと。同法第9条の川指すこと。同法第10条の川指すこと。同法第11条の川指すこと。同法第12条の川指すこと。同法第13条の川指すこと。同法第14条の川指すこと。同法第15条の川指すこと。同法第16条の川指すこと。同法第17条の川指すこと。同法第18条の川指すこと。同法第19条の川指すこと。同法第20条の川指すこと。同法第21条の川指すこと。同法第22条の川指すこと。同法第23条の川指すこと。同法第24条の川指すこと。同法第25条の川指すこと。同法第26条の川指すこと。同法第27条の川指すこと。同法第28条の川指すこと。同法第29条の川指すこと。同法第30条の川指すこと。同法第31条の川指すこと。同法第32条の川指すこと。同法第33条の川指すこと。同法第34条の川指すこと。同法第35条の川指すこと。同法第36条の川指すこと。同法第37条の川指すこと。同法第38条の川指すこと。同法第39条の川指すこと。同法第40条の川指すこと。同法第41条の川指すこと。同法第42条の川指すこと。同法第43条の川指すこと。同法第44条の川指すこと。同法第45条の川指すこと。同法第46条の川指すこと。同法第47条の川指すこと。同法第48条の川指すこと。同法第49条の川指すこと。同法第50条の川指すこと。同法第51条の川指すこと。同法第52条の川指すこと。同法第53条の川指すこと。同法第54条の川指すこと。同法第55条の川指すこと。同法第56条の川指すこと。同法第57条の川指すこと。同法第58条の川指すこと。同法第59条の川指すこと。同法第60条の川指すこと。同法第61条の川指すこと。同法第62条の川指すこと。同法第63条の川指すこと。同法第64条の川指すこと。同法第65条の川指すこと。同法第66条の川指すこと。同法第67条の川指すこと。同法第68条の川指すこと。同法第69条の川指すこと。同法第70条の川指すこと。同法第71条の川指すこと。同法第72条の川指すこと。同法第73条の川指すこと。同法第74条の川指すこと。同法第75条の川指すこと。同法第76条の川指すこと。同法第77条の川指すこと。同法第78条の川指すこと。同法第79条の川指すこと。同法第80条の川指すこと。同法第81条の川指すこと。同法第82条の川指すこと。同法第83条の川指すこと。同法第84条の川指すこと。同法第85条の川指すこと。同法第86条の川指すこと。同法第87条の川指すこと。同法第88条の川指すこと。同法第89条の川指すこと。同法第90条の川指すこと。同法第91条の川指すこと。同法第92条の川指すこと。同法第93条の川指すこと。同法第94条の川指すこと。同法第95条の川指すこと。同法第96条の川指すこと。同法第97条の川指すこと。同法第98条の川指すこと。同法第99条の川指すこと。同法第100条の川指すこと。</p>	<p>3 同法第3条の規定に基き、保域指定の川指すこと。 4 同法第5条の規定に基き、保域指定の川指すこと。 5 同法第7条の規定に基き、保域指定の川指すこと。 6 同法第9条の規定に基き、保域指定の川指すこと。 7 同法第11条の規定に基き、保域指定の川指すこと。 8 同法第13条の規定に基き、保域指定の川指すこと。</p>	<p>第3条の規定に基き、保域指定の川指すこと。 第5条の規定に基き、保域指定の川指すこと。 第7条の規定に基き、保域指定の川指すこと。 第9条の規定に基き、保域指定の川指すこと。 第11条の規定に基き、保域指定の川指すこと。 第13条の規定に基き、保域指定の川指すこと。</p>	<p>を受理すること。</p>
<p>2 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸</p>	<p>1 同法に基き、海岸保全施設の整備</p>	<p>1 同法に基き、海岸保全域の指定</p>		

<p>(国土交通省所管)の保全に関すること。</p>	<p>を決定すること。</p>		<p>をすること。 2 同法に基づく監督関すること。 3 同法に基づく漁業消し関すること。</p>			
<p>3 公有水面に関すること。</p>			<p>1 公有水面埋立の許可をすること。 2 公有水面埋立の功認をすること。</p>	<p>1 公有水面埋立に係る市町村長の意見を徴すること。 2 公有水面埋立に係る区域の縮小、設計の変更及び功間のうち易なものを許可すること。</p>		
<p>4 水防に関すること。</p>	<p>1 水防計画を決定すること。</p>		<p>1 水防団を指定すること。 2 水防警報を行う必要のある河川等を指定すること。</p>			
<p>5 土木災害事務の取りまとめに関すること。</p>			<p>1 災害報り取りまとめ並びに関係機関に連絡すること。 2 国庫負担の申請及び実施の関</p>			

				と。 3 災害現 地査定に 関するこ と。 4 成功認 定の承認 申請をす ること。 5 鉱害復 旧事業に 関するこ と。 6 鉱害報 告に關す ること。 7 鉱害査 定に關す ること。 8 鉱害復 旧事業の 申請に關 すること。 9 災害關 連事業の 申請に關 すること。			
6	河川の美化 に關すること。						
7	市房ダム管 理所及び氷川 ダム管理所に 關すること。						
8	水防協議会 に關すること。						
9	河川開発室 に關すること。						
	(1) 河川 開発に係る 施策の企画、調整及 び推進に關 すること。						
	(2) ダム の建設及び 維持管理に 關すること。	1 河川法第 47条の規 定に基 づき、ダムの 操作規程を 承認す ること。 2 同法第5 2条の規 定に基 づき					

		ムの操作に ついて洪水 調整のため に必要な措 置の指示を すること。					
	10 河川港湾 局長に関する こと。						
港湾課	1 港湾に關する こと。	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾管理者の設立、起 廃止をすること。 2 港湾施設の 利用計画を策定する こと。 3 港湾施設の 譲渡及び用途廃止を 決定すること。 4 港湾建設 計画を策定する こと。 	1 港 湾に 關する 区域 の 交通 と 協 関 の 事 を 議 す る こ と。	<ol style="list-style-type: none"> 1 港 湾に 關する 区域 の 交通 と 協 関 の 事 を 議 す る こ と。 2 港 湾に 關する 区域 の 交通 と 協 関 の 事 を 議 す る こ と。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 港 湾に 關する 区域 の 交通 と 協 関 の 事 を 議 す る こ と。 2 港 湾に 關する 区域 の 交通 と 協 関 の 事 を 議 す る こ と。 3 港 湾に 關する 区域 の 交通 と 協 関 の 事 を 議 す る こ と。 4 港 湾に 關する 区域 の 交通 と 協 関 の 事 を 議 す る こ と。 		
	2 海岸法に基 づく海岸（国 土交通省所 管）の保全に 關すること。	1 海岸保 全計画を策 定すること。		<ol style="list-style-type: none"> 1 海 岸保 全に 關する 区域 の 交通 と 協 関 の 事 を 議 す る こ と。 2 海 岸保 全に 關する 区域 の 交通 と 協 関 の 事 を 議 す る こ と。 			
	3 港湾に係る 公有水面に關 すること。			<ol style="list-style-type: none"> 1 港 湾に 關する 区域 の 交通 と 協 関 の 事 を 議 す る こ と。 2 港 湾に 關する 区域 の 交通 と 協 関 の 事 を 議 す る こ と。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 港 湾に 關する 区域 の 交通 と 協 関 の 事 を 議 す る こ と。 2 港 湾に 關する 区域 の 交通 と 協 関 の 事 を 議 す る こ と。 		

				と。	域の縮少、設計の概要の変更及びしゅん功の期間の伸長軽易なもの許可すること。		
	4 港湾災害に関すること。	1 港湾災害復旧計画を策定すること。		1 災害報告の取りまとめ及び関係機関に対する連絡に関すること。 2 国庫負担の申請及び実施の認可に関すること。 3 災害現地調査に関すること。 4 成功認定の申請すること。 5 災害関連事業に関すること。			
	5 港湾区域内の美化に関すること。						
	6 港管理事務所及び天草空港管理事務所に関すること。						
砂防課	1 砂防に関すること。			1 砂防法（明治30年法律第29号）第2条に定める砂防設備を要する土地等の指定又は解除に關			

<p>2 地すべりに関すること。</p>			<p>すること。</p> <p>1 地すべり防止法及び条に定める区域等指定止ること。</p> <p>2 同法第9条に定める地すべり防止基本策を定めること。</p> <p>3 地すべり防止法第4条及び第5条の規定による軽易な指定すること。</p>	<p>1 同法第11条のよる工事及び計画承認すること。</p>		
<p>3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること。</p>	<p>1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第8条第2項及び第10条第4項に基づき監督処分及び改善命令の執行をすること。</p>		<p>1 同法第3条のよる急傾斜地危険区域の指定止ること。</p> <p>2 同法第8条のよる監督処分（同条第2項の執行を除外すること。）をすること。</p> <p>3 同法第9条のよる告示をすること。</p> <p>4 同法第10条の</p>	<p>1 同法第13条のよる急傾斜地崩壊防止工の受行をすること。</p>		

					<p>よ命条のを)こ に善同項のを)こ 改(同項のを)こ 定(第4代除を)と。 規り令第代除を)と。</p>		
		<p>4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の施行に関すること。</p>			<p>1 同法第17項災害警戒区域同法第1項の害特別警戒区域指定解除をす 2 同法第14条第2項及び第26条の規定により又は行うこと。同法第15条に規定する協議すること。 3 同法第18条の規定により工事等の検査を行い、証書を交付すること。</p>		
<p>建築住宅局</p>	<p>建築課</p>	<p>1 宅地建物取引業に関すること。</p>			<p>1 宅地建物取引業法(昭和27年法律第63号)第1項に基づく宅地建物取引業者 2 同法第9条に基づく宅地建物取引業者の届出を受けること。 2 同法第18条</p>		

					の免許に 関するこ と。	1 項の規 定に基 づく建 物取引 士の登 録に 関する こと。
				2 同法第 16条の 1項に 基づき、 宅地建 物取引 士資格 試験を 実施す ること。	2 同法第 22条第 1項に 基づく 宅地建 物取引 士証の 交付に 関する こと。	
				3 同法第 22条第 2項に 基づき、 講習を 実施す ること。	3 同法第 22条第 2項に 基づく 宅地建 物取引 士証の 交付に 関する こと。	
				4 同法第 25条第 7項、第 66条第 6項及び 第67条 の規定 に基づ き、免 許を 取り 消す こと。	4 同法第 25条第 6項に 基づき、 営業供 届の届 出を 催促す ること。	
				5 同法第 65条に 基づき、 指業 及び 停止 の命 を こ と。	5 同法第 71条に 基づき、 指言 告 及 び 助 導 及 び 勸 を す ること。	
				6 同法第 68条に 基づき、 宅地建 物取引 士に 対し 宅地建 物取引 士とし て 事務 を 行 う を 禁 止 す ること。	6 同法第 72条第 1項第 2項に 基づく 報告 及び 検 査 に 関 する こと。	
				7 同法第 68条第 2項に 基づ き、 登 録	7 同法第 74条第 4項に 基づ き、 報告 、 助 導 、 及 び 指 言 告 に 関 す ること。	

<p>2 開発行為等の規制に関すること。</p>	<p>を消すこと。</p>	<p>1 同法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、開発行為（面積が5万平方メートル未満のもので、開発審査に係るものに限る。）を許可すること。 2 同法第35条第2項の規定により、開発許可（面積が5万平方メートル未満のもので、開発審査に係るものに限る。）に係る事項の変更をすること。 3 同法第36条第2項の規定に基づき、工事許可を受けた面積が5万平方メートル以上の開発行為にも関するものに限る。）の完了の検査を行い、検査済証を交付すること。 4 同法第37条の規定に基づき、工</p>
--------------------------	---------------	---

								<p>事完了公 告前の建 築（開発 許可を面 積が5万 平方メー トル以上 の区域内 に限る。） を承認す ること。</p> <p>5 同法第 41条及 び第42 条の規定 に基づ き、建築 許可を受け た面積が 5万平方 メートル 以上の開 発区域内 のものに 限る。） を許可す ること。</p> <p>6 同法第 45条の基 づく開 発許可 （面積が 5万平方 メートル 以上のも のに限 る。）に 基づく地 位の承継 を承認す ること。</p> <p>7 同法第 81条の基 づく監 督処分を 行うこと。</p>	<p>4 同法第 36条の基 づく工事 許（開発 許可審査 会に係る もの）に 限る。） を受けた 面積が5 万平方メ ートル未 満の開 発に 関する もの）の 完了の 検査を 行い、検 査証を 交付す ること。</p> <p>5 同法第 36条の基 づく工事 許（開発 許可を受け た面積が 5万平方 メートル 未満の開 発に 関する もの）に 限る。） が完了 した 旨を 公告 すること。</p> <p>6 同法第 37条の基 づく工事 完了の 公告前 建築許可 審査会 に係る もの）</p>	<p>こ 第 第 規 づ 工 事 許 開 発 の 係 に 限 る を 面 積 が 5 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 行 す る の ） の 行 交 こ 第 第 規 づ 工 事 許 開 発 の 係 に 限 る を 行 交 こ 第 第 規 づ 工 事 許 開 発 の 係 に 限 る を 行 交 こ</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を受け、た
面積が5万
平方メートル未
満の区域内の
ものに限る。
承認すること。

7 同法第41条及び第42条の規定に基づき、建築許可（開発審査会に係るものに限る。）を受け、た面積が5万平方メートル未満の区域内のものに限る。可すること。

8 同法第43条の規定に基づく等の許可（開発審査会に係るものに限る。）をすること。

9 同法第45条の規定に基づき、開発許可（開発審査会に係るもの）で、面積が5万平方メートル未満のものに限る。）

				<p>に基づく 地位の承認 継承すること。</p>	
<p>3 宅地造成等の規制に関すること。</p>	<p>1 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条の規定に基づき、宅地造成工事規制区域を指定すること。 2 同法第14条第5項の規定に基づく宅地造成に伴う災害防除工事の代執行に関すること。 3 同法第20条の規定に基づき、造成宅地防災区域を指定又は解除すること。</p>		<p>1 同法第8条第1項の規定に基づき、宅地造成に関する工事面積5万平方メートル以上のものを許可すること。 2 同法第12条第1項の規定に基づき、工事面積5万平方メートル以上のものの変画を要するときは許可すること。 3 同法第12条第2項の規定に基づき、工事面積5万平方メートル以上のものの変画の軽微な変更とし届出を受理すること。 4 同法第13条の規定に基づき、工事面積5万平方メートル以上のものを許可すること。</p>	<p>1 同法第18条の規定に基づき、工事の状況について報告を徴取すること。</p>	

トル以上
 のもの)
 完了の検
 査を行
 い、検査
 済証を交
 付するこ
 と。
 5 同法第
 14条の基
 規定に基
 づき、監
 督処分
 (同条第
 5項の代
 執行を除
 く。)を
 すること。
 6 同法第
 15条の基
 規定に基
 づき、工
 事等(造
 成面積5
 万平方メ
 ートル以
 上のもの
)の届
 出を受理
 すること。
 7 同法第
 17条の基
 規定に基
 づき、改
 善命令
 (同条第
 3項の規
 定により
 用され
 る第14
 条第5項
 の代執行
 を除く。)を
 すること。
 8 同法第
 18条第
 1項の基
 規定に基
 づき、宅
 地
 造成に
 関する
 工事の
 状況を
 検査す
 ること。
 9 同法第

				<p>22 条の基 規 定に改 づ き、命 善 令 (同 条第 3 項の規 定によれ 準用され る第14 条第5項 の代執行 を除く。)こ をすこと。 10 同 法 第 23 条 の規 定に よ り 準 用 第 19 条の 規 定に 基 づ き、地 成 宅、防 災 区 域 の 造 成 地 状 況 を 検 査 す こと。</p>		
4	優良宅地に 関すること。					
5	宅地建物取 引業審議会及 び開発審査会 に 関 する こ 事 。					
6	不動産特定 共同事業に 関すること。			<p>1 不 動 産 特 定 共 同 事 業 法 (平 成 6 年 法 律 第 77 号) 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、不 動 産 特 定 共 同 事 業 に 関 す こと。 2 同 法 第 36 条 の 規 定 に 基 づ き、許 可 を 取 り 消 す こと。 3 同 法 第 34 条</p>	<p>1 同 法 第 10 条 の 規 定 に 基 づ き、不 動 産 特 定 共 同 事 業 の 届 出 を 受 理 す こと。 2 同 法 第 39 条 の 規 定 に 基 づ き、助 言 告 及 び 勸 告 を 受 理 す こと。 3 同 法 第 40 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、報 告 及</p>	

			<p>び第35 条の規 定に基 づく 指示 業務 をこ と。 同法 第37 条の 基 業 者 を こ と。 同法 第3 7条 の 基 業 者 を こ と。 同法 第3 7条 の 基 業 者 を こ と。</p>	<p>び立入 検査に 関する こと。</p>		
7	アートポリ ス及び建築 のユニバー サルデザ インに関 すること。					
8	建築に関 すること（建 築物安全推 進室の分掌 事務を除く。 ）。		<p>1 高 齢 者、障 害移 動等 の円 滑化 の促 進に 関す る法 律（ 平成 18 年法 律第 91 号） 第1 5条 の規 定に 基 づく 、基 準命 令置 すこ と。 同法 第2 1条 の規 定に 基 づく 、改 善命 令を すこ と。 同法 第2 2条 の規 定に 基 づく 、計 画の 認 定を すこ と。</p>			
9	建築物安 全推進室 に関す ること。					
	(1) 建築 に関するこ と	1 建築基 準法（昭 和2	1 同法に 基づき、	1 建築基 準法第5		

	<p>と。</p> <p>5 年法律第201号)第6条第1項第4号の規定に基づき、区域を指定すること。</p> <p>2 同法第22条第2項の規定に基づき、区域を指定すること。</p> <p>3 同法第84条の規定に基づき、被災市街地の建築の禁止又は制限に關すること。</p> <p>4 同法第85条第1項の規定に基づき、非常災害の発生等した区域を指定すること。</p>	<p>建築物の建築を許可すること。</p> <p>2 同法第56条第2項第3項第18条第4項の規定に基づく構造適合性判定に關すること。</p> <p>3 同法第9条に基づく建築物の措置に關すること。</p> <p>4 同法第10条の規定に基づき、危険な建築物の措置に關すること。</p> <p>5 同法第11条の規定に基づき、町村議会の同意を得た建築物の措置に關すること。</p> <p>6 同法第14条の規定に基づき、助言又は援助に關すること。</p> <p>7 同法第17条第3項に</p>	<p>5 条第2項の規定に基づき、第一種低層住宅区域第二種低層住宅区域における建築物の高さを緩和すること。</p> <p>2 同法第86条第86条第2項第6項の規定に基づき、一定の地区に關すること。</p> <p>3 建築施行規則(昭令第400号)第10条の規定に基づき、道路に關すること。</p> <p>4 建築に關すること。</p>	
--	---	---	--	--

行政に対する監督の
 8 4 2 1 号の規定に基づき、道路を指定すること。
 9 4 2 2 4 1 号の規定に基づき、幅員未満の道路を指定すること。
 1 0 4 2 3 号の規定に基づき、距離を指定すること。
 1 1 4 5 号の規定に基づき、変道又は禁止を制限すること。
 1 2 4 6 号の規定に基づく壁面線に指定すること。
 1 3 6 8 7 号の規定に基づき、道路を指定すること。
 1 4 同法

第 9 0 条
の 2 の 規 づ
定 に 基 づ
き、 工 事
中 の 特 殊
建 築 物 に
対 し 措 置
命 令 を す
る こ と。

1 5 建 築 耐 震 促
物 の 耐 震 促
改 修 の 促
進 に 関 す
る 法 律
（ 平 成 7
年 法 律 第
1 2 3
号 ） 第 8
条 第 1 項
（ 同 法 附
則 第 3 条
に お い て
準 用 す る
場 合 を 含
む 。 ） の
規 定 に 基
づ き、 命
令 を す
る こ と。

1 6 同 法 第
第 8 条 第
2 項 （ 同
法 附 則 第
3 条 に お
い て 準 用
す る 場 合
を 含 む 。
） の 規 定
に 基 づ き、
命 令 を し
た 旨 を 公
表 を す
る こ と。

1 7 同 法 第
第 9 条
（ 同 法 附
則 第 3 条
に お い て
準 用 す る
場 合 を 含
む 。 ） の
規 定 に 基
づ き、 耐
震 診 断 結
果 の 公 表
を す
る こ と。

1 8 同 法

			<p>第 1 2 条 第 3 項 (同法附 則第3条 において 準用する 場合を 含む。) 規定に 基づき、 表をす ること。</p> <p>1 9 同 法 第 1 5 条 第 3 項 規定に 基づき、 表をす ること。</p> <p>2 0 同 法 第 2 0 条 の規定 に基づき、 改善命 令をす ること。</p> <p>2 1 同 法 第 2 1 条 の規定 に基づき、 計画の 認定を 取り消 すこと。</p> <p>2 2 同 法 第 2 3 条 の規定 に基づき、 建築物 の地震 に対する 安全性 の認定 を取り 消すこ と。</p> <p>2 3 同 法 第 2 7 条 第 3 項 規定に 基づき、 表をす ること。</p>		
	(2) 建築 士に 関す ること。		<p>1 建 築 士 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 2 0 2 号) 第 9 条 規 定 に 基 づ</p>	1 同 法 第 5 条 規 定 に 基 づ け て 2 級 建 築 士 及 び 木 造 建 築 士 の 規 定	

				<p>き、2級建築士及び木造建築士の免取消と。</p> <p>2 同法第10条第1項の規定に基づき、戒告、業務の停止又は免取消の取しをすること。</p> <p>3 同法第13条の規定に基づき、2級建築士及び木造建築士の試験を実施すること。</p> <p>4 同法第26条第2項の規定に基づき、建築士事務所の開設者に対して戒告を与え、又は建築士事務所を閉鎖し、若しくは登記を取り消すこと。</p>	<p>に關すること。</p> <p>2 同法第23条第1項の規定に基づく建築士の登録に關すること。</p>	
	(3) 建築物の安全確保対策に關すること。					
	(4) 市街地再開発事業に關すること(公共施設を整備する場合に限る。)			<p>1 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条第1項の規定に基</p>	<p>1 同法第7条第1項の規定に基づき、新たな事業者又は氏名又</p>	

								<p>き、個人 施行者の 施行を認 可とする こと。 2 同法第 7 6第1項 の規定に 基づき、 個人施行 者の規準 若しくは 規約又は 事業計画 の変更を 認可する こと。 3 同法第 7 7第4項 の規定に 基づき、 個人施行 者の変動 規約を認 可する こと。 4 同法第 7 9第1項 の規定に 基づき、 個人施行 者の選任 審査委員 を承認す ること。 5 同法第 7 0第1項 の規定に 基づき、 個人施行 者の事業 終了を認 可する こと。 6 同法第 1 1条の基 づくに、 組合の設 立を認可 すること。</p>	<p>名称及び 住所並び に施行者 の氏名又 は氏名称 を出すと すこと。 2 同法第 1 6条の規 定に基 づき、区 域を管轄 する市長 村事を公 衆に縦覧 させると （同法第 3 8条第 2項、第 5 3条第 5 8項及 び同法第 4 4条の 規定にお いて準用 を含む。） 3 同法第 2 8条の規 定に基 づくに、 理事長及 び住所の 届出を受 可とする こと。 4 同法第 5 3条の規 定に基 づくに、 事業計画 を縦覧す ること。 5 6条の</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

									<p>7 同法第 1 6条の 3 項に 定に き、 書を し、 を申 しを たし し事 業に 必要 を修 正を こ命 は又 は書 意見 採択 を必 要な 意見 提出 する こと （同 法第 5 3 条第 2 項 に準 場含 む）。</p> <p>8 同法第 3 8条の 1 項に 定に き、 は事 業若 し事 業方 針を 本更 変を 認可 すこ と。</p> <p>9 同法第 3 8条の 2 項に 定に き、 書を し、 を申 しを たし し事 業に 必要 を修 正を こ命</p>	<p>規定に お準 用場 合含 む）。</p> <p>5 同法第 6 6条の 1 項に 定に き、 土地 の形 質又 はそ の工 新許 可す る。</p> <p>6 同法第 8 3条の 1 項に 定に き、 権利 計画 に準 場含 む）。</p>	<p>お準 用場 合含 む）。</p> <p>第第 規規 づづ 基基 礎礎 をを 審審 査査 可可 しし 対対 計計 要要 をを 修修 正正 をを ここ 命命 はは 又又 はは 書書 意意 見見 採採 択択 をを 必必 要要 なな 意意 見見 提提 出出 す る こ と （（ 同 法 第 5 3 条 第 2 項 に 準 場 含 む ） ）。</p> <p>第第 規規 づづ 基基 礎礎 をを 審審 査査 可可 しし 対対 計計 要要 をを 修修 正正 をを ここ 命命 はは 又又 はは 書書 意意 見見 採採 択択 をを 必必 要要 なな 意意 見見 提提 出出 す る こ と （（ 同 法 第 5 3 条 第 2 項 に 準 場 含 む ） ）。</p>	<p>規定に お準 用場 合含 む）。</p> <p>第第 規規 づづ 基基 礎礎 をを 審審 査査 可可 しし 対対 計計 要要 をを 修修 正正 をを ここ 命命 はは 又又 はは 書書 意意 見見 採採 択択 をを 必必 要要 なな 意意 見見 提提 出出 す る こ と （（ 同 法 第 5 3 条 第 2 項 に 準 場 含 む ） ）。</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	--	--	--	--

					<p>は、又、は 見書に 採意見 る係るす を採択 る必す め要 るな 認め 旨を 書意 しを 通た こ者 10 同 第 4 法 第 3 条 規 1 項 づ 3 の 合 定に す の 金徴 納賦 認課 こ滞 1 同 第 4 法 規 5 項 づ 4 の 合散 を認 る可 こす 1 2 同 第 4 法 の 9 条 規 定に づ 基 組 づ 算 合 承 報 こ 告 1 3 同 第 5 法 の 0 条 項 1 第 に 1 定 き づ 、 再 発 開 施 会 可 社 す の と 認 1 4 同 第 5 法 の 0 条 項 1 第 に 1 定 き づ 、 再 発 開 規 会 事 社 の 業 の 変 計 更 画 を</p>
--	--	--	--	--	---

認可する
 こと。同法
 15 第50条
 第11項の規
 2項に基づ
 定に、再開
 発、会社
 徴収する
 負担金等
 負の滞納
 の分を認
 可すこと。

16 同法
 第50条
 第12項の規
 1項に基づ
 定に、再開
 発、会社
 合若し割
 又は再開
 発、会社
 施行する
 市街地再
 開、事業
 の全部若
 のしくは
 部の譲渡
 及び譲受
 を認可す
 こと。

17 同法
 第50条
 第14項の規
 1項に基づ
 定に、再開
 発、会社
 選任する
 審査委員
 を承認す
 こと。

18 同法
 第50条
 第15項の規
 1項に基づ
 定に、再開
 発、会社
 事業終了
 を認可す
 こと。

19 同法
 第51条

第1項の
規に基
づき施
行規程
び事業
画を定
め、又
事業計
に定め
定計の
に概要
国土交
国大通
大臣認
可を受け、
若しくは
市町村計
の概要を
認可する
こと。

20 同法
第56条
の規定に
基き、画
事業計
に定める
定計の概
概要に
ついで
国土交
国大通
大臣認
可を受け、
若しくは
市町村計
の概要を
認可す
ること。

21 同法
第57条
第4項の
規定に
基き、再
街地開
発審査
の委員
を任命
すること。

22 同法
第58条
第1項前
段の規
定に基
き、市
が設立
地方

住宅供給公社の規程及び事業計画を認可すること。

23 同法第58条第1項の規定に基づき、市の設立がなされた地方公共団体の住宅供給公社の規程及び事業計画の変更を認可すること。

24 同法第60条第1項の規定に基づき、他人の占有する土地等に立ち入り、又は立ち入り許可すること。

25 同法第61条第1項の規定に基づき、障害物の除去及び土地等の許すこと。

26 同法第66条第1項の規定に基づき、地の形質の変更又は建築物の新築

許可する
 こと。同
 27 法条
 第6条の
 第4項に
 規定し、
 同項第1
 項及び第
 3項の規
 定に違反
 した者対
 して、土
 地回命を
 復し、原
 状を復し
 こと。
 28 同法条
 第7条の
 第2項に
 規定し、
 国土交通
 大臣の認
 可を受け
 て、権利
 変換計画
 を定め、
 若しくは
 個人、組
 合、再開
 発、市町
 村又は市
 設地、地
 方住宅公
 社の変換
 計画を認
 可すること
 (同法条
 第7条第
 2項にお
 いて準用
 する場合
 を含む。)
 29 同法条
 第8条の
 第3項に
 規定し、
 市街地再
 開発審議
 会の意見

査利面を審を
 換計画権を
 必要加を
 を正を
 修正を
 又
 見書
 採意
 択見
 をす
 必要
 をい
 認め
 な
 意見
 を出
 提
 者
 に
 同
 法
 第
 3
 項
 第
 5
 条
 及
 第
 1
 1
 8
 条
 の
 規
 定
 に
 準
 場
 合
 を
 含
 む
)
 3 0 同 法 第 9 9 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 個 人 施 行 者、 再 組 合、 再 開 発 会 社、 市 町 村 又 は 市 設 地 立 方 住 宅 給 公 社 の 特 定 建 築 者 の 決 定 を 承 認 す る こ と (同 法 第 9 9 条 第 5 項 の 規 定 の 取 り 消 し お い て 準 場 合 を 含 む)
 3 1 同 法 第 1 1 1 条 の 規 定

に基づき、施行地に敷地を設定し、その権利変換計画を定めること。

32 同法第112条に基づき、個人、組合又は再社代を

33 同法第114条に基づき、市町協議し、当該市町村に代めると（同法第80条の3第2項の規定に準ずる場合を含む。）。

34 同法第118条の6第1項に基き、国土交通大臣の受託管理計画を定め、若しくは又

のみ
 住
 公
 理
 画
 可
 と
 第
 1
 8
 条
 の
 規
 定
 を
 含
 む。
 同
 法
 1
 1
 8
 条
 の
 3
 0
 の
 規
 定
 に
 基
 づ
 き、
 再
 社
 代
 行
 の
 開
 始
 を
 決
 定
 す
 る
 こ
 と。
 同
 法
 1
 2
 4
 条
 の
 規
 定
 に
 基
 づ
 き、
 個
 人
 施
 行
 者、
 再
 社
 代
 行
 の
 開
 始
 を
 決
 定
 す
 る
 こ
 と。
 同
 法
 1
 2
 4
 条
 の
 2
 の
 規
 定
 に
 基
 づ
 き、
 個
 人
 施
 行
 者
 を
 監
 督
 す
 る
 こ
 と。
 同
 法
 1
 2
 5
 条
 の
 規
 定
 に
 基
 づ
 き、
 組
 合
 施
 行
 者
 を
 監
 督
 す
 る
 こ
 と。

3 5
 3 6
 3 7
 3 8

				<p>39 同法第125条の規定に基づき、再開発を監督すること。</p> <p>40 同法第126条の規定に基づき、市町村を監督すること。</p> <p>41 同法第129条の規定に基づき、再開発事業計画を認定すること。</p> <p>42 同法第129条の規定に基づき、再開発事業計画の認定を取り消すこと。</p> <p>43 同法第133条の規定に基づき、管理規約を定め、又は個人施行者、組合、再開発会社若しくは市の設立した地方住宅供給公社の管理規約を認可すること。</p>			
	(5)	優良住宅に関すること。					
	(6)	がけ					

<p>危険住宅移転等に関する事業のこと。</p>						
<p>(7) エネルギーの合理的利用等に関する法律（昭和54年法律第49号）の施行に關すること（建築物に關することに限る。）。</p>			<p>1 同法第75条第3項に基づくこと。</p>			
<p>(8) 建設工事に係る資材の再資源化等に基づく分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号）第2条第1項第1号から第3号に該当するもの。）の實施に關すること。</p>			<p>1 同法第15条に基づく分別の解体方法その他措置に關すること。</p>			
<p>(9) マンションの建て替え等に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に關すること。</p>			<p>1 同法第9条第1項に基づく、組合の設立を認可すること。 2 同法第11条第3項に基づく、意見を審査し、事業計画を訂正するは採りな</p>	<p>1 同法第11条第1項に基づく、施行マンションの所在地の市長に事業計画を縦覧に供せしこと。 2 同法第14条第1項に基づく、組合の認可を</p>		

			<p>旨を通知 するこ と。</p>	<p>3 こと。第 同法第 25条の 2項に 定むる き、理 長等事 をを名 すを告 と。こ 4 同法第 38条の 6項に 定むる き、組 の立合 の設又 の立 組設 の可 の認 の可 の取 消し 告す こと。 5 同法第 51条の 7項に 定むる き、あ がつた がの 施行者 等 氏名を 告す こと。</p>		
<p>(10) 都 市の低炭 素化の 促進に 関する 法律(平 成24年 法律第 84号)の 施行に 関する こと(建 築物に 関する ことに 限る。)</p>						
<p>(11) 熊 本県地 球温暖 化の防 止に関 する条 例の施 行に関 すること (建築物 に關す ること に限る。)</p>			<p>1 同条例 第52条 の規定 に基づく 公表を 行うこ と。</p>	<p>1 同条例 第35条 の規定 に基づく 公表を 行うこ と。</p>		
<p>(12) 建 築審査 会及び 建築士 審査会 に關す ること。</p>						

	10 建築住宅局長に関すること。						
営繕課	1 営繕工事及び設備工事の発注、監理並びに技術協力に関すること。						
住宅課	1 住宅及び住環境に関すること。	1 住宅に関する基本計画を策定すること。		1 住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第3項の規定により、市町村、にる協議す及び地域住宅協議会の聴取すること。 2 同法第17条第4項の規定により、国土交通大臣にる協議すること。 3 同法第17条第7項の規定により、計画を公表すること及び国土交通大臣にる報告すること。 4 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備に関する特法（平成17年法律第79号）第6			

				<p>規定の区域に 5 住宅街整備 5 市盤事業の 5 決定の決定 5 決定の決定 5 決定の決定</p>			
2 公営住宅に 関すること。	1 県営住宅 の明渡しの 調停及び訴 訟に關す こと。		<p>1 県営住宅 の募集決定 及びに關す こと。 2 県営住宅 の敷金及び の減免又は の徴収に關 するに關す こと。 3 県営住宅 の入居請求 するに關す こと。</p>	<p>1 県営住宅 の模範等 によること。 2 県営住宅 の用途変更 によること。</p>			
3 独立行政法 人住宅金融支 援機構受託事 務に關するこ と。					<p>1 独立行政 法人住宅金 融支援助機 構受託事務 を実施する こと。</p>		
4 住宅地区改 良に關するこ と。			<p>1 住宅地区 指定すること。 2 同法第9 条の規定に よる建築の 制限の許可 又は移転の 命令を命ず ること。</p>				
5 住宅供給公 社の他住宅関 係団体に關す ること。			<p>1 地方住宅 供給公社法 (昭和40年 法律第124 号)</p>				

				<p>第27条に業及び画す のり事及計画と。第 計画金承認。第 を承こ。法 をるこ。同 2 4 1 条 規 定 によ 令 監 督 こ を す</p>			
6	農地所有者等賃貸住宅に関すること。						
7	特定優良賃貸住宅に関すること。			<p>1 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条の規定による供給の認定に 2 同法第5条の規定による供給の変更に関する 3 同法第9条の規定による地位の承継に関する 4 同法第10条による改善令に関する 5 同法第11条の規定による供給の認定の取消しに こと。</p>			

<p>8 高齢者の居住の安定確保に関すること。</p>	<p>1 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成26年法律第26号）第4条の規定による高齢者安住確保の計画に関すること。</p>				
<p>9 住宅の品質確保の促進等に関すること。</p>					
<p>10 マンションの管理の適正化の推進に関すること。</p>					
<p>11 長期優良住宅の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第87号）に関すること。</p>		<p>1 同法第13条の3による改善命令に関すること。 2 同法第14条第1項第1号に掲げる場合における同項の規定による計画の取消に関すること。</p>	<p>1 同法第5条の5による長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。 2 同法第8条第9条の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更に関すること。 3 同法第10条の規定による地位の承継に関すること。 4 同法第14条第1項第2</p>		

					号に掲げ る場合に おける同 項の規定 による計 画の認定 の取消し に関する こと。	
--	--	--	--	--	---	--

別表第 4 総務部の項中「市町村局」を「市町村・税務局」に改め、「市町村行政課」を「市町村課」に改め、土木部建築住宅局の項中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(熊本県文化・世界遺産推進室設置規程の廃止)
- 2 熊本県文化・世界遺産推進室設置規程(平成 23 年熊本県訓令第 47 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この訓令の施行の際現に総務部市町村・税務局市町村行政課及び市町村財政課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、総務部市町村・税務局市町村課に勤務を命ぜられたものとする。
- 4 この訓令の施行の際現に企画振興部地域・文化振興局文化企画課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課に勤務を命ぜられたものとする。